安城市水防計画

令和４年度修正

安城市防災会議

目　　次

第１章　総則
第１節　目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１
第２節　用語の定義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１
第３節　水防の責任と義務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３
第４節　災害の想定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６
第２章　水防組織
第１節　安城市水防本部の設置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７
第２節　水防の機関・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７
第３節　安城市水防本部の組織・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８
第３章　水防施設
第１節　水防資機材等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１
第２節　非常輸送・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３
第３節　通信連絡・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４
第４章　非常配備体制
第１節　安城市水防本部の非常配備・・・・・・・・・・・・・・・・・２１
第２節　消防団員の非常配備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２２
第５章　重要水防箇所
第１節　重要水防箇所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２４
第６章　水防に関する警報・注意報等
第１節　水防に関する警報・注意報等・・・・・・・・・・・・・・・・３４
第７章　水防警報
第１節　意義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４０
第２節　水防警報を行う河川・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４０
第３節　水防警報を発する基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４０
第４節　警報の段階と内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４１
第５節　水防警報伝達系統・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４１
第６節　発表受報様式・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４２
第８章　洪水予報
第１節　意義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４３
第２節　洪水予報を行う河川及び実施区域・・・・・・・・・・・・・・４３
第３節　洪水予報の種類と基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４３

第４節　矢作川洪水予報の伝達系統・・・・・・・・・・・・・・・４４
第５節　措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４４
第９章　水位情報の周知
第１節　水位の観測・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４５
第１０章　通信連絡
第１節　通信連絡・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４７
第１１章　水防活動
第１節　消防団の非常配備出動・・・・・・・・・・・・・・・・・４８
第２節　出動準備と第１・第２・第３非常配備指令の時期・・４８
第３節　水防巡視の時期及び措置・・・・・・・・・・・・・・・４８
第４節　担当区分・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４９
第５節　水防作業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５０
第６節　避難及び救助・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５２
第７節　水防信号及び水防標識・・・・・・・・・・・・・・・・・５４
第８節　決壊等の通報並びに決壊後の処理・・・・・・・・・・・５５
第９節　水防解除・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５５
第１０節　公用負担・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５６
第１１節　水防報告と水防記録・・・・・・・・・・・・・・・・・５６
第１２章　他の水防機関等との協力及び応援
第１節　関係機関との相互協力・・・・・・・・・・・・・・・・・５８
第２節　隣接水防団体との協力・・・・・・・・・・・・・・・・・５８
第３節　警察官の出動要請・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５９
第４節　自衛隊の出動要請・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５９
第５節　消防団、自主防災組織、住民との連携・・・・・・・・５９

第１３章　水防訓練
第１節　水防訓練・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６０
資料編
様式その１･･･水防警報発表受報様式（「第７章　水防警報」関連）
様式その２･･･水防報告書（「第１１章　水防活動」関連）

第１章　総　則

第１節　目　的

この計画は、水防法（昭和２４年法律第１９３号。以下「法」という。）第４条の規定に基づき、愛知県知事から指定された指定水防管理団体たる安城市が、同法３３条第１項の規定に基づき、安城市内における水防事務の調整及びその円滑な実施のために必要な項目を規定し、安城市の地域にかかる河川の洪水、内水（法第２条第１項に定める雨水出水のこと。以下同じ）等による水災を警戒・防御し、これによる被害を軽減することを目的として、水防事務を円滑に実施するため必要な事項及び事務実施の大綱を定め、安城市地域防災計画と併せて、安城市内の水防活動の万全を期し、もって公共の安全を保持することを目的としたものである。

第２節　用語の定義

１　安城市防災会議

災害に対する防災体制を確保するとともに、災害対策の迅速、円滑なる実施及び関係方面の緊密なる相互協力を図るため、災害対策基本法に基づき設置する機関をいう。

２　安城市災害対策本部

災害対策に関する一元的体制を確立し、防災、災害救助、災害警備、災害応急復旧等の措置を迅速かつ協力に実施するため、災害対策基本法第２３条の２に基づき設置する機関をいう。

３　安城市水防本部

管内における水防を統括するために設置され、水防に関係の深い部課で編成する機関をいう。

４　安城市水防本部長

安城市長をいう。

５　水防管理団体･指定水防管理団体（法第２条第２項、法第４条）

安城市をいう。

６　水防管理者（法第２条第３項）

水防管理団体の長である安城市長をいう。

７　消防機関の長（法第２条第５項）

衣浦東部広域連合消防長をいう。

８　水防警報（法第２条第８項、法第１６条）

水防警報指定河川等※について、国土交通大臣又は知事が洪水によって災害が起こるおそれがあると認められたときに、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。

※　水防警報河川（法第１６条第１項）

（１）国土交通大臣が、洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあると認めて指定し公示した河川をいう。本市域内では矢作川が該当する。

（２）知事が前項以外の河川で、洪水により県民経済上相当の損害を生ずるおそれがあると認めて指定し公示した河川をいう。本市域内には該当する河川はない。

９　洪水予報（法第１０条第２項、法第１１条第１項、気象業務法第１４条の２第２項及び第３項）

洪水予報河川※について、気象等の状況により洪水のおそれがあると認められとき、国土交通大臣または知事と気象庁長官が共同して、その状況を一般に周知せしめるため警告して行う発表をいう。

※　洪水予報河川（法第１０条第２項、法第１１条第１項）

（１）国土交通大臣が、二以上の都府県の区域にわたる河川その他流域面積が大きい河川で洪水により国民経済上重大な被害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川をいう。本市域内では矢作川が指定されている。

（２）知事が、前項以外の流域面積が大きい河川で洪水により県民経済上相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川をいう。本市域内では該当する河川はない。

１０　水位情報の通知及び周知（法第１３条、法第１３条の２、法第１３条の３）

国土交通大臣または知事は、水位周知河川※について、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）※に到達した旨の情報を、関係都道

府県知事または水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求め、一般に周知させなければならない。

都道府県知事は、水位周知海岸について、当該海岸の水位があらかじめ定めた高潮特別警戒水位に達したとき、水位を示して通知及び周知を行う。

※　水位周知河川（法第１３条第１項・第２項）

洪水予報指定河川以外の河川で、国土交通大臣または知事が、洪水により国民経済上重大または相当な被害を生じるおそれがあるものとして指定した河川をいう。本市域内に該当する河川はない。

※　氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）（法第１３条第１項・第２項）

洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。避難指示の発令判断の目安となる水位である。

※　水位周知海岸

都道府県知事が、高潮により相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した海岸。

※　高潮特別警戒水位

法第１３条の３に定める高潮による災害の発生を特に警戒すべき水位。

第３節　水防の責任と義務

水防の責任と義務は、水防法により、各々次のように想定されている。

１　水防管理団体（安城市）の責任

（１）水防法上の一次的責任

指定水防管理団体である安城市は次の事項により管轄区域内（安城市内）の水防を十分に果たす責任を有する（法第３条）。

ア　水防体制の確立（法第３条）

イ　消防団の整備（法第５条）

ウ　水防倉庫の設置及び資機材の備蓄（法第２条第６項、法第３条）

エ　通信連絡系統の確立（法第２７条、法第２条第６項）

オ　随時区域内の河川を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川管理者に連絡して必要な措置を求めること（法第９条）

カ　水位状況の関係者への通報（法第１２条）

キ　消防団の出動又は出動の準備をさせること（法第１７条）

ク　警戒区域の設定、立入の制限・禁止、退去命令を消防団に指示すること（法５条第３項、法第２１条第１項）

ケ　警察官の出動要請（法第２２条）

コ　他の水防管理団体への応援要請及び応援に要する費用の要請者負担（法第２３条）

サ　水防管理団体の区域内に居住する者、又は水防の現場にある者をして水防に従事させること（法第２４条）

シ　決壊の通報（法第２５条）

ス　決壊後の被害の拡大の防止（法第２６条）

セ　水防上緊急の必要があるときの公用負担権限の行使（法第２８条）

ソ　危険が切迫しているときに必要と認める区域の居住者等に対して立退きを指示すること及びその場合当該区域を管轄する警察署長に通知すること（法第２９条）

タ　避難所の指定、食糧の備蓄（法第３条）

チ　水防に要する費用の負担（法第４１条）

ツ　法第２４条により水防に従事した者に対する災害補償（法第４５条）

テ　水防に関する報告（法第４７条）

ト　平常時における区域内の河川、遊水地等の巡視及び異常箇所の通報（法第９条）

ナ　消防事務との調整（法第５０条）

ニ　水防協力団体の指定、監督（法第３６条、法第３９条）

ヌ　水防協力団体に対する必要な情報の提供又は指導若しくは

助言（法第４０条）

ネ　水防計画の策定、要旨の公表、知事への届出（法第３３条第１項・第３項、法第４９条第１項）

ノ　水防活動従事者の安全への配慮（法第３３条第４項）

ハ　毎年の水防訓練（法第３２条の２）

（２）市の責任

市は、次の事項の責任を有する。

ア　法第１４条の浸水想定区域の指定により安城市地域防災計画において次の事項を定めること。

（ア）洪水予報又は避難判断水位及び避難指示水位到達情報の伝達方法

（イ）避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

イ　洪水予報又は避難判断水位及び避難指示水位到達情報の伝達方法等を住民に周知させるため、必要な事項を講じること（法第１５条）

（３）市の長の責任

ア　避難確保計画を作成していない要配慮者利用施設の所有者または管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表をすること（法第１５条の３第３項）

イ　区域内に存する河川のうち洪水時の避難を確保することが特に必要と認められる河川について、過去の浸水状況等を把握することに努め、予想される水災の危険を住民等に周知すること（法第１５条の１１）

（４）市地域防災計画に定められた要配慮者利用施設の所有者または管理者の責任

要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練、その他の措置に関する計画を作成すること（法第１５条の３）

２　住民の義務

常に気象状況、水防状況等に注意し、水防管理者(市長)から要請があったときは水防に従事するとともに、水防管理者等から立退きの指示があったときは、その指示に従うものとする。

３　安全配慮

水防活動に従事する者が水防活動を行うに当たっては、自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。避難誘導や水防作業の際も、水防従事者自身の安全は確保しなければならない。

第４節　災害の想定

災害の種類は、その発生原因等により、暴風、大雨、洪水、高潮、津波等に大別し得るが、本市の地理的条件及び過去における災害発生状況から判断し、最も被害の大きいと予想される暴風及び集中豪雨による洪水被害対策に重点を置く。

平成２８年５月３１日には矢作川水系矢作川に係る洪水浸水想定区域、浸水した場合に想定される浸水深及び継続時間が指定された。市はこれらの減災対策を沿川地域８市１町（岡崎市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、知立市、高浜市、幸田町）、愛知県、名古屋地方気象台、中部地方整備局豊橋河川事務所、矢作ダム管理所で構成する「矢作川水防災協議会」において策定した、「『水防災意識社会　再構築ビジョン』に基づく矢作川の減災に関わる取組方針（平成２８年１０月）」に基づき、関係機関と連携して取り組む。

第２章　水防組織

第１節　安城市水防本部の設置

市長は、災害や災害が発生するおそれがあるなどの状況により必要があると認めた場合、市庁舎内に安城市水防本部（以下「水防本部」という。）を置くことができる。

ただし、災害の状況によっては、水防本部を設置することなく衣浦東部広域連合安城消防署で事務処理をすることができる。

なお、水防本部は、安城市災害対策本部が設置された場合には、同本部に統合するものとする。

第２節　水防の機関

法第５条第２項の規定により、本市においては、消防機関が市域内の水防事務を十分に処理することができると認め、消防機関をもって当該水防事務を処理するものとする。

【安城市防災組織図】

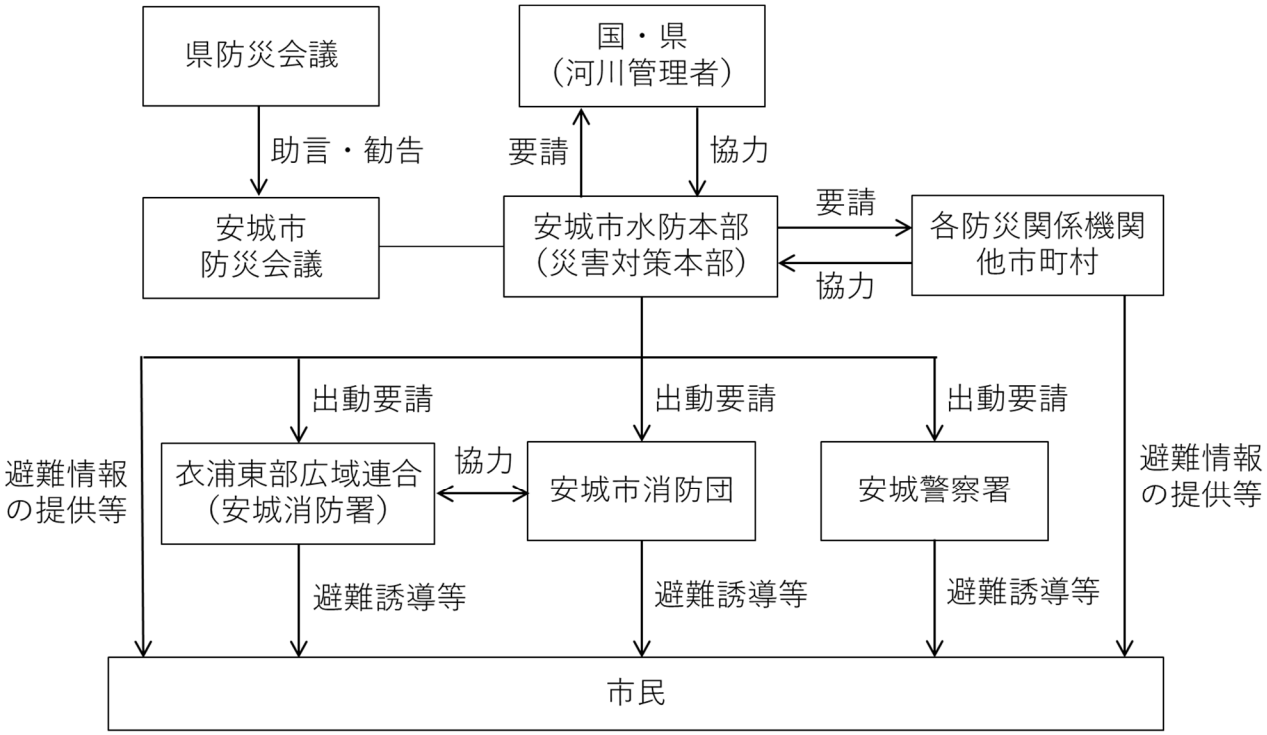

第３節　安城市水防本部の組織

水防本部は、安城市災害対策本部を構成する各部班のうち、水防活動に特に関係の深い部班で編成し、水防事務の統合に当たる。ただし、災害の状況により、全部班で編成することができる。

１　水防本部（統括）組織

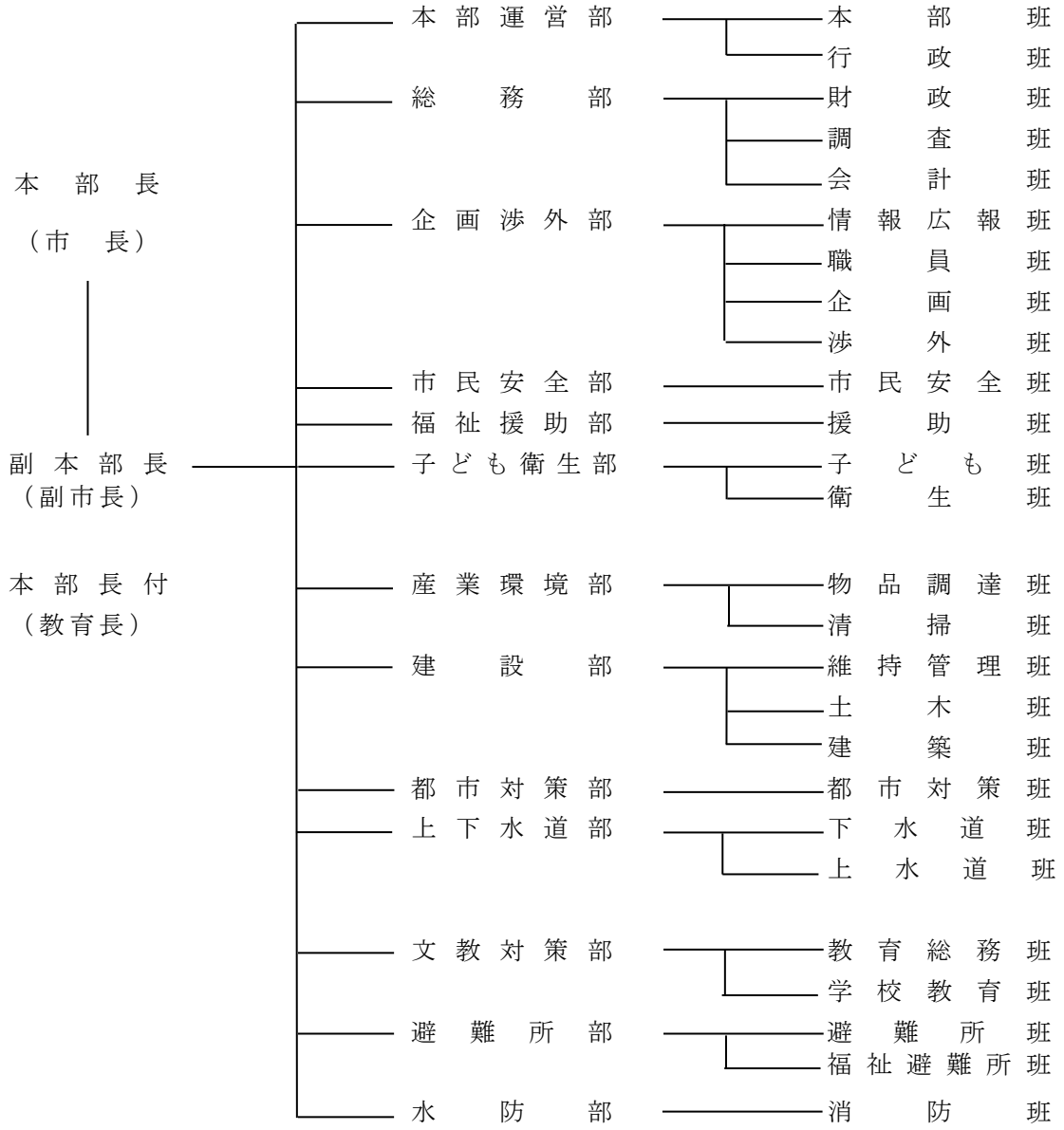

備考

（１）安城市災害対策本部の全部班をもって編成するときは、同本部の編成形態による。

（２）水防部を除く各部における班の編成・事務分掌については、安城市地域防災計画に定めるところによる。

２　水防部の組織

（１）水防部組織図

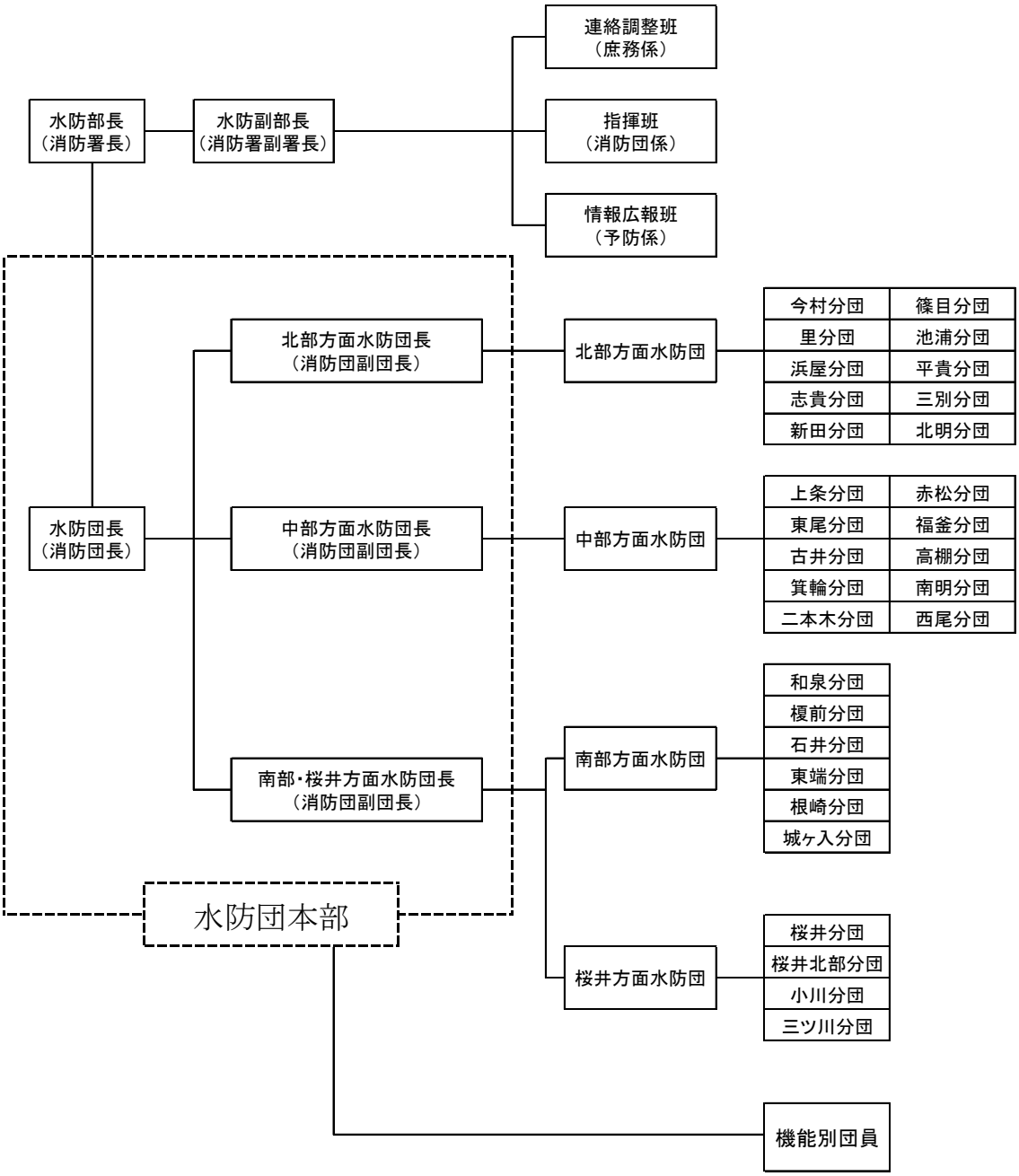

（２）　水防部事務分掌

班　名	所　掌　事　務
連絡調達班	１　水防指令の発令に関すること。 ２　消防団員の招集に関すること。 ３　応援要請に関すること。 ４　水防機関との連絡調整に関すること。 ５　食糧、各種資機材等の調達及び補給に関すること。 ６　その他他班に属さないこと。
指　揮　班	１　水防活動の指揮に関すること。 ２　増水状況の調査及び監視員の配置に関すること。 ３　水防工法の採用及び実施に関すること。 ４　水防要員及び資機材の輸送並びに配置に関すること。 ５　水防資機材の応急調達に関すること。 ６　車両及び舟艇の借用並びに調達に関すること。 ７　各種通信に関すること。
情報広報班	１　水防工法の収集に関すること。 ２　広報活動に関すること。 ３　避難の指示に関すること。 ４　避難者の救助及び誘導に関すること。 ５　水防活動の記録に関すること。
分　団 機能別団員	１　水防情報の収集及び報告に関すること。 ２　水防活動の記録及び情報に関すること。 ３　広報活動に関すること。 ４　河川増水状況その他危険箇所の状況調査及び警戒に関すること。 ５　危険地区に対する避難の指示及び誘導に関すること。 ６　水防要員及び資機材の輸送に関すること。 ７　水防工法の実施に関すること。 ８　その他水防部長、水防副部長、各班長、水防団長及び各方面水防団長から命令を受けたこと。

（３）　水防要員

ア　衣浦東部広域連合安城消防署(本署・２分署・１出張所)

監	司令長	司令	司令補	士長	副士長	士	計
1	5	１２	２６	３９	１４	１８	１１５

イ　消防団(３０分団・機能別団員)

団長	副団長	分団長	副分団長	班長	団員	機能別団員	計
1	3	３０	３０	５５	２８６	９０	４９５

第３章　水防施設

第１節　水防資機材等

１　水防資機材

（１）水防倉庫

倉庫名		村高	福地	天神	木戸
所在地		村高町	小川町	小川町	木戸町
面積（㎡）		52.00	26.32	49.17	40.00
対象河川		矢作川	矢作川	矢作川	矢作川
主要資材	くい木　（本）	350	200	200	348
	ビニール袋　（袋）	19,900	16,000	26,600	16,200
	麻袋　（袋）	0	0	0	0
	空俵　（俵）	150	0	0	0
	かます　（枚）	0	0	0	0
	むしろ　（枚）	0	0	21	0
	なわ　（巻）	8	6	6	8
	鉄線　（kg）	300	300	400	50
主要機材	たこづち　（丁）	4	3	5	6
	掛矢　（丁）	6	6	10	6
	かつぎ棒　（本）	9	0	0	6
	シャベル　（丁）	10	10	19・角22	2・角8
	のこぎり　（丁）	8	11	11	6
	おの　（丁）	4	6	5	4
	ペンチ　（丁）	3	3	2	3
	もっこ　（枚）	10	0	0	60
	なた・かま　（丁）	4・4	4・4	3・3	4・6
	み　（丁）	9	10	13	8
	つるはし　（丁）	3	2	3	4
	ハンマー　（丁）	5	5	4	5
	しの　（丁）	12	8	5	6
	なわとおし　（丁）	2	2	2	4
	クリッパー　（丁）	3	3	3	3
	はしご　（基）	1	脚立1	脚立2	1
	照明具　（台）	5	強力2 懐中2	5	5
	一輪車　（台）	4	7	13	7
	空気入れ　（丁）	1	1	1	1
	舟艇	1	0	0	0
	ﾄﾗﾛｰﾌﾟ（12mm×200m）	1	2	1	2
	ＣＲＣ（潤滑油）	4	1	2	3
	とい	0	0	5	1
	ﾋﾞﾆｰﾙｼｰﾄ（5.4m×5.4m）	8	26	33	12
	大ハンマー　（丁）	0	0	3	0
	鉄くい　（本）	0	0	50	0

（２）消防機関

区　分	資　機　材　名	安城消防署	北分署	南分署	西出張所	計
一般救助用器具	かぎ付梯子	4	3	1	1	9
	三連梯子	5	2	2	1	10
	金属製折りたたみ梯子又はワイヤー梯子	1				1
	空気式救助ﾏｯﾄ	2				2
	救命索発射銃	1				1
	サバイバースリング又は救助用縛帯	11	4	2	1	18
	平担架	1				1
高度救助用器具	画像探査機	2				2
	地中音響探知機	1				1
	熱画像直視装置	1				1
	夜間用暗視装置	1				1
重量物排除用器具	油圧ジャッキ	8	3	3	2	16
	油圧スプレッダー	1				1
	可搬ウィンチ	1	1	2		4
	マンホール救助器具	1				1
	救助用簡易起重機	1				1
	マット型空気ジャッキ	2				2
	大型油圧スプレッダー	1				1
	救助用支柱器具	1				1
	チェーンブロック					0
切断用器具	油圧切断機	1				1
	エンジンカッター	2	1	1	1	5
	ガス溶断機					0
	チェーンソー	1		1		2
	鉄線カッター	6	3	5	2	16
	空気鋸	1				1
	大型油圧切断機	1				1
	空気切断機	1				1
	ｺﾝｸﾘｰﾄ・鉄筋切断用ﾁｪｰﾝｿｰ	1				1
破壊用器具	万能斧	9	4	4	4	21
	ハンマー	4	2	3	1	10
	携帯用コンクリート破壊器具	1				1
	削岩機	1				1
	ハンマードリル	1				1
測定用器具	可燃性ガス測定器	4	1	1	1	7
	有毒ガス測定器	4	1	1	1	7
	酸素濃度測定器	4	1	1	1	7
	放射線測定器	6				6
除染器具	除染シャワー	1				1
呼吸保護用器具	空気呼吸器	48	12	7	4	71
	空気補充用ボンベ		10		8	18
	酸素呼吸器	1				1
	簡易呼吸器	2				2
	防塵マスク	25	12	5	10	52
	送排風機	1	1			2
	エアラインマスク	1				1

区　分	機　器　材　名	安城消防署	北分署	南分署	西出張所	計
隊員保護用器具	耐電手袋	9	5	4	4	22
	耐電衣	4	3			7
	耐電ズボン	4	3			7
	耐電長靴	4	4	1	1	10
	防塵メガネ	5	3			8
	携帯警報器	27	12	7	4	50
	防毒マスク	21	3	3	3	30
	陽圧式化学防護服	4				4
	耐熱服	4				4
	放射線防護服	2				2
	特殊ヘルメット					0
水難救助用器具	潜水器具	8				8
	救命胴衣	29	21	23	14	87
	水中投光器	4				4
	救命浮環	5	3	1	1	10
	浮標	1				1
	救命ボート	2	1	1	1	5
	船外機	1				1
山岳救助用器具	登山器具					0
	バスケット型担架	3				3
探索器具	簡易画像探査機					0
その他の救助用器具	投光器	8	6	3	1	18
	携帯投光器	18	14	15	7	54
	携帯拡声器	11	4	3	2	20
	携帯無線機	6	3	3	2	14
	応急処置用セット	3	1	1	1	6
	車両移動器具	2	1	1		4
	緩降機	2				2
	ロープ登降機	4				4
	救助用降下機	6				6
	発電機	8	4	3	1	16

２　土のう用備蓄土砂

位　　置	備　蓄　量　（m^3）
矢作川右岸17.0K+100m 川島町～村高町	２，１００
矢作川右岸15.8K+100m 小川町	４００
矢作川右岸17.0K+20m 村高町	２，５００

第２節　非常輸送

１　車両等

水防資機材及び人員の輸送並びに災害復旧のためのトラックその他の車両の動員及び調達先は、安城市地域防災計画の定めるところによる。

（１）市有車両

ア　資機材輸送用
普通貨物自動車　２５台
小型貨物四輪自動車　４２台
軽貨物四輪自動車　５０台
イ　避難者、本部要員搬送用
バス　３台
（２）消防班保有車両
ア　連絡用
軽自動車４人乗り　１台
コンパクトカー５人乗り　１台
ミニバン８人乗り　２台
（北分署、南分署に１台ずつ）
ミニバン７人乗り　１台
（西出張所）
イ　広報用
バン９人乗り　１台
ウ　資機材搬送用
トラック（クレーン・パワーゲート装備）１台
（３）船　艇（消防班保有）
ボート　１そう
船外機　１基
ゴムボート　４そう

２　供給協力等

（１）物資運搬車両の供給協力

事務局住所	事業所
安城市福釜町下山２３ 事務局長　大河内　学	愛知県トラック協会 西三支部安城部会 部会長　加藤　正人
	安城トラック事業協同組合 理事長　天野　光宏

（２）その他、応急対策に使用する車両や資機材の供給協力等については、地域防災計画による。

第３節　通信連絡

１　通信施設の整備

迅速・的確な水防活動を実施するためには、通信体系の整備・充実を図る必要がある。このため、安城市地域防災計画の定めるところにより通信施設を運用するとともに、その整備に努める。

なお、このうち無線通信施設の現況は、次のとおりである。

種別	呼出番号	常置場所（非常時配備場所）	摘要
基地局	０００１	危機管理課（本部班）	管理
移動局	０００２	危機管理課（本部班）	半固定型
〃	０００３	災害対策本部①	〃
〃	０００４	災害対策本部②	〃
〃	０００５	災害対策本部③	〃
〃	０００６	危機管理課（本部班）副	管理
〃	０００７	宿直室	半固定型
〃	０００８	高齢福祉課（援助班）	＋ＰＣ
〃	０００９	維持管理課（維持管理班）	半固定型
〃	００１０	公園緑地課（都市対策班）	〃

移　動　局	００１１	市民安全課（市民安全班）	半固定型
〃	００１２	保育課（子ども班）	〃
〃	００１３	災害対策本部④（衛生班）	〃
〃	００１４	災害対策本部⑤（物品調達班）	〃
〃	００１５	災害対策本部⑥（教育総務班）	〃
〃	００１６	災害対策本部⑦（避難所班①）	〃
〃	００１７	災害対策本部⑧（避難所班②）	〃
〃	００１８	災害対策本部⑨（避難所班③）	〃
〃	００１９	災害対策本部⑩（消防班）	〃
〃	００２０	災害対策本部⑪（本部班）	〃
〃	９９９７	北庁舎７階（内線電話①）	管理
〃	９９９８	北庁舎７階（内線電話②）	〃
〃	９９９９	北庁舎７階（内線電話③）	〃
〃	１０００	総合斎苑	半固定型
〃	１００１	安城市民交流センター	〃
〃	１００２	城ヶ入こども園	〃
〃	１００３	ゆたか保育園	〃
〃	１００４	えのきこども園	〃
〃	１００５	みのわ保育園	〃
〃	１００６	赤松保育園	〃
〃	１００７	三ツ川こども園	〃
〃	１００８	みその保育園	〃
〃	１００９	保健センター	〃
〃	１０１０	清掃事業所	〃
〃	１０１１	環境クリーンセンター	〃
〃	１０１２	災害対策本部⑫	〃
〃	１０１３	現業事務所	〃
〃	１０１４	危機管理課	〃
〃	１０１５	水道業務課（ライフライン）	〃
〃	１０１６	水道工務課（上下水道）	〃
〃	１０１７	浄水管理事務所	〃
〃	１０１８	文化センター	＋ＰＣ
〃	１０１９	桜井公民館	〃
〃	１０２０	北部公民館	〃
〃	１０２１	西部公民館	〃
〃	１０２２	作野公民館	〃
〃	１０２３	安祥公民館	〃
〃	１０２４	東部公民館	〃
〃	１０２５	明祥公民館	〃
〃	１０２６	二本木公民館	〃
〃	１０２７	中部公民館	〃
〃	１０２８	昭林公民館	〃
〃	１０２９	青少年の家	半固定型
〃	１０３０	安城市体育館	〃
〃	１０３１	市民会館	〃
〃	１０３２	デンパーク	〃
〃	１１００	教育センター	〃
〃	１１０１	安城中部小学校	〃
〃	１１０２	安城南部小学校	〃
〃	１１０３	安城西部小学校	〃

移　動　局	１１０４	安城東部小学校	半固定型
〃	１１０５	安城北部小学校	〃
〃	１１０６	錦町小学校	〃
〃	１１０７	高棚小学校	〃
〃	１１０８	明和小学校	〃
〃	１１０９	志貴小学校	〃
〃	１１１０	桜井小学校	〃
〃	１１１１	作野小学校	〃
〃	１１１２	祥南小学校	〃
〃	１１１３	丈山小学校	〃
〃	１１１４	二本木小学校	〃
〃	１１１５	里町小学校	〃
〃	１１１６	桜町小学校	〃
〃	１１１７	桜林小学校	〃
〃	１１１８	新田小学校	〃
〃	１１１９	今池小学校	〃
〃	１１２０	三河安城小学校	〃
〃	１１２１	梨の里小学校	〃
〃	１１２２	安城南中学校	〃
〃	１１２３	安城北中学校	〃
〃	１１２４	明祥中学校	〃
〃	１１２５	安城西中学校	〃
〃	１１２６	桜井中学校	〃
〃	１１２７	東山中学校	〃
〃	１１２８	安祥中学校	〃
〃	１１２９	篠目中学校	〃
〃	１２０１	社会福祉会館	〃
〃	１２０２	総合福祉センター	＋ＰＣ
〃	１２０３	北部福祉センター	〃
〃	１２０４	西部福祉センター	〃
〃	１２０５	作野福祉センター	〃
〃	１２０６	桜井福祉センター	〃
〃	１２０７	中部福祉センター	〃
〃	１２０８	安祥福祉センター	〃
〃	１２０９	老人ホーム	半固定型
〃	１２１０	明祥福祉センター	〃
〃	２００１	安城警察署	〃
〃	２００２	安城消防署	〃
〃	２００３	安城消防署北分署	〃
〃	２００４	安城消防署南分署	〃
〃	２００５	安城消防署西出張所	〃
〃	２００６	豊橋河川事務所安城出張所	〃
〃	２００７	愛知県西三河水道事務所	〃
〃	２００８	安城高等学校	〃
〃	２００９	安城東高等学校	〃
〃	２０１０	安城南高等学校	〃
〃	２０１１	安城農林高等学校	〃
〃	２０１２	安城特別支援学校	〃
〃	２０１３	安城市医師会	〃
〃	２０１４	安城更生病院（対策本部・統括Ｃ）	〃

移　動　局	２０１５	八千代病院（対策本部）	半固定型
〃	２０１７	矢作川病院	〃
〃	２０１８	あいち中央農業協同組合	〃
〃	２０１９	安城商工会議所	〃
〃	２０２０	安城水道会館	〃
〃	２０２１	ＪＲ安城駅	〃
〃	２０２２	ＪＲ新幹線三河安城駅	〃
〃	２０２３	名鉄新安城駅	〃
〃	２０２４	中部電力パワーグリッド㈱ 刈谷営業所	〃
〃	２０２５	東邦ガスネットワーク㈱刈谷導管課	〃
〃	２０２６	㈱キャッチネットワーク	＋ＰＣ
〃	２０２７	さくら庁舎	半固定型
〃	２０２８	スポーツセンター	〃
〃	２０２９	危機管理課	携帯型
〃	３００１	防災①	〃
〃	３００２	防災②	〃
〃	３００３	防災③	〃
〃	３００４	防災④	〃
〃	３００５	防災⑤	〃
〃	３００６	防災⑥	〃
〃	３００７	防災⑦	〃
〃	３００８	防災⑧	〃
〃	３００９	防災⑨→物品班	〃
〃	３０１０	防災⑩→物品班	〃
〃	３０１１	防災⑪	〃
〃	３０１２	防災⑫	〃
〃	３０１３	防災⑬	〃
〃	３０１４	防災⑭	〃
〃	３０１５	防災⑮	〃
〃	３０１６	防災⑯	〃
〃	３０１７	防災⑰	〃
〃	３０１８	防災⑱	〃
〃	３０１９	防災⑲	〃
〃	３０２０	安城消防署	〃
〃	３０２１	防災⑳→JA拠点	〃
〃	３１０１	サルビア学園	〃
〃	３１０２	安城保育園	〃
〃	３１０３	あけぼの保育園	〃
〃	３１０４	南部保育園	〃
〃	３１０５	西部保育園	〃
〃	３１０６	和泉保育園	〃
〃	３１０７	東端保育園	〃
〃	３１０８	東部こども園	〃
〃	３１０９	高棚こども園	〃
〃	３１１０	志貴保育園	〃
〃	３１１１	小川保育園	〃
〃	３１１２	さくら保育園	〃
〃	３１１３	二本木保育園	〃
〃	３１１４	新田保育園	〃

移　動　局	３１１５	桜井保育園	〃
〃	３１１６	錦保育園	携帯型
〃	３１１７	作野保育園	〃
〃	３１１８	安城こども園	〃
〃	３１１９	安城北部こども園	〃
〃	３１２０	さくのこども園	〃
〃	３１２１	東栄こども園	〃
〃	３１２２	中部浄水場（浄水管理事務所）	〃
〃	３１２３	南部浄水場（浄水管理事務所）	〃
〃	３１２４	あんステップ	〃
〃	３１２５	アンフォーレ	半固定型
〃	３２０１	ぬくもりの家	携帯型
〃	３２０２	ぬくもりワークス	〃
〃	３２０３	まるくてワークス	〃
〃	３２０４	ぬくもりの郷	〃
〃	３２０５	ポテトハウス	〃
〃	３２０６	ハルナ	〃
〃	３２０７	ラニハルナ	〃
〃	３２０８	安寿の郷ホーム	〃
〃	３２０９	小川の里	〃
〃	３２１０	あんのん館・福釜	〃
〃	３２１１	ひがしばた	〃
〃	３２１２	アルクオーレ安城横山	〃
〃	３２１３	安城老人保健施設	〃
〃	３２１４	さとまち	〃
〃	３２１５	あおみ	〃
〃	３２１６	こころくばり	〃
〃	３２１７	ひまわり安城	〃
〃	３３０１	安城学園高等学校	〃
〃	３３０２	安城愛昇殿	〃
〃	３４０１	八千代病院（北部Ｃ）	〃
〃	３４０２	八千代病院（救護東山中）	〃
〃	３４０３	八千代病院（救護北中）	〃
〃	３４０４	安城更生病院（南部Ｃ）	〃
〃	３４０５	安城更生病院（救護南中）	〃
〃	３４０６	安城更生病院（救護明祥プラザ）	〃
〃	３４０７	安城更生病院（救護桜井中）	〃
〃	３４０８	現業事務所	〃
〃	３４０９	現業事務所	〃
〃	４００１	普通車８号（922）	車載型
〃	４００３	整備工場（マイクロ1号1278）	〃
〃	４００４	整備工場（マイクロ2号1406）	〃
〃	４００５	総合斎苑（48）	〃
〃	４００６	維持管理課(9690)	〃
〃	４００７	総合福祉センター（4460）	〃
〃	４００８	清掃事業所（97）	〃
〃	４００９	現業事務所（7770）	〃
〃	４０１０	現業事務所（6911）	〃
〃	４０１１	現業事務所（9407）	〃
〃	４０１２	土木課（788）	〃

移　動　局	４０１３	施設保全課（8632）	〃
〃	４０１４	現業事務所（6254）	車載型
〃	４０１６	現業事務所（5579）	〃
〃	４０１７	下水道課（8336）	〃
〃	４０１８	現業事務所（9377）	〃
〃	４０１９	現業事務所（4222）	〃
〃	４０２０	現業事務所（8827）	〃
〃	４０２１	北部浄水場（浄水管理事務所 985）	〃
〃	４０２２	水道工務課（給水車 9434）	〃
〃	４０２３	水道工務課（6224）	〃
〃	４０２４	水道工務課（6707）	〃
〃	４０２５	水道工務課（6948）	〃
〃	４０２６	水道工務課（給水車 4869）	〃
〃	４０２７	青少年の家（4050）	〃
〃	４０２８	文化センター（3163）	〃
〃	４０２９	桜井公民館（2102）	〃
〃	４０３０	明祥公民館（1123）	〃
〃	４０３１	北部公民館（2103）	〃
〃	４０３２	西部公民館（2212）	〃
〃	４０３３	作野公民館（1712）	〃
〃	４０３４	安祥公民館（5968）	〃
〃	４０３５	東部公民館（2247）	〃
〃	４０３６	二本木公民館（2246）	〃
〃	４０３７	中部公民館（4614）	〃
〃	４０３８	昭林公民館（6210）	〃
〃	４０３９	安城市体育館（2912）	〃
〃	４０４０	危機管理課（640）	〃
〃	５０００	安城消防署　指令車	〃
〃	５００１	今村分団	〃
〃	５００２	里分団	〃
〃	５００３	浜屋分団	〃
〃	５００４	志貴分団	〃
〃	５００５	新田分団	〃
〃	５００６	篠目分団	〃
〃	５００７	池浦分団	〃
〃	５００８	平貴分団	〃
〃	５００９	三別分団	〃
〃	５０１０	上条分団	〃
〃	５０１１	東尾分団	〃
〃	５０１２	古井分団	〃
〃	５０１３	箕輪分団	〃
〃	５０１４	二本木分団	〃
〃	５０１５	福釜分団	〃
〃	５０１６	赤松分団	〃
〃	５０１７	高棚分団	〃
〃	５０１８	和泉分団	〃
〃	５０１９	榎前分団	〃
〃	５０２０	石井分団	〃
〃	５０２１	東端分団	〃
〃	５０２２	根崎分団	〃

移　動　局	５０２３	城ヶ入分団	〃
〃	５０２４	桜井分団	車載型
〃	５０２５	桜井北部分団	〃
〃	５０２６	小川分団	〃
〃	５０２７	三ツ川分団	〃
〃	５０２８	南明分団	〃
〃	５０２９	北明分団	〃
〃	５０３０	西尾分団	〃
〃	５０３１	団長	携帯型
〃	５０３２	副団長１	〃
〃	５０３３	副団長２	〃
〃	５０３４	副団長３	〃
〃	５０３５	機能別１	〃
〃	５０３６	機能別２	〃
〃	５０３７	機能別３	〃

＋ＰＣ＝半固定型＋データ用パソコン

総数　２７４台

（　　）内は無線機が搭載されている自動車の自動車登録番号標（車両番号標）

第４章　非常配備体制

第１節　安城市水防本部の非常配備

安城市は、水害の防止及び軽減についての活動が他の防災活動と一体となって迅速かつ強力に推進できるよう安城市地域防災計画に基づく非常配備の体制を整える。

１　非常配備の基準

職員は、次表の基準により非常配備につくものとする。

非常配備区分	配　備　時　期	摘　要
第１非常配備 準備体制	１　警報が発表されたとき。 ２　南海トラフ周辺を震源域とする広域的な地震について、前兆現象が確認され、又は実際に発災した（当該地震によって観測された本市における最大の震度階級が０以上３以下の場合に限る。）ことにより、南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき。 ３　南海トラフ周辺を震源域とする広域的な地震について、前兆現象が確認され、又は実際に発災した（当該地震によって観測された本市における最大の震度階級が０以上３以下の場合に限る。）ことにより、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき。 ４　その他本部長が必要と認めたとき。	今後の状況推移に注意・警戒を要するが、予想される事態発生までは、情報収集、連絡活動を主とし、事態の推移により直ちに召集し、初期活動ができる体制とする。
第１非常配備 警戒体制	１　警報が発表され、災害が発生するおそれがあるとき。 ２　小規模の災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。 ３　矢作川岡崎水位観測所における矢作川の水位が「氾濫注意水位」（5.80ｍ）に到達したとき。 ４　東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表されたとき。 ５　震源域を問わず地震が発生し、本市において震度階級４が観測されたとき（事後に南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合を除く。）。 ６　南海トラフ周辺を震源域とする広域的な地震が発生し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき（当該地震によって観測された本市における最大の震度階級が０以上４以下の場合に限る。）。 ７　その他本部長が必要と認めたとき。	
第２非常配備	１　上記のほか、相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。 ２　特別警報が発表されたとき。 ３　矢作川岡崎水位観測所における矢作川の水位が「避難準備水位」（8.47ｍ）に到達したとき。 ４　東海地震注意情報が発表されたとき。	非常事態の発生に備え、そのまま水防活動及び救護活動が遂行できる体制とする。

	5　震源域を問わず地震が発生し、本市において震度階級５弱又は５強が観測されたとき。 6　その他本部長が必要と認めたとき。	
第３非常配備	1　市の全域に大災害が発生若しくは発生するおそれがあるとき、又は全域でなくても被害が特に甚大と予想されるとき。 2　矢作川岡崎水位観測所における矢作川の水位が「氾濫危険水位」（10.72m）に到達したとき。 3　東海地震予知情報が発表されたとき、又は警戒宣言が発表されたとき。 4　震源域を問わず地震が発生し、本市において震度階級６弱以上が観測されたとき、又は地震特別警報が発表されたとき。	大規模な災害に対処し得るよう全員をもってこれに当たり、直ちに災害対策・災害復旧活動ができる体制とする。

※　対象とする警報は、大雨、洪水、暴風、暴風雪、大雪、波浪又は高潮のいずれかとする。

※　対象とする特別警報は、大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪、津波又は火山噴火のいずれかとする。

※　大雨注意報、洪水注意報又は強風注意報が発表されたときは、情報収集連絡活動のため、本部班があたる。

※　地震特別警報とは、本市において震度６弱以上の震度階級が観測されるおそれがあるとする内容の緊急地震速報のことをいう。

※　なお、水防団の配備については第９章第１節「２　矢作川水位観測」の（１）矢作川の基準水位によるものとする。

２　非常配備の解除

非常配備の解除は、次による。

（１）予想された災害の危険が解消したと認められるとき。

（２）災害発生後における応急措置がおおむね完了したと認められるとき。

３　非常配備要領

（１）水防本部及び班長は、召集の的確を期するため安城市地域防災計画に定める非常連絡系統図及び職員名簿を保管し、各非常事態に即応した非常配備が迅速に行われるよう努めるものとする。

（２）非常配備要員は、常に気象状況等に注意し、直ちに非常配備に即応した配備につくことができるよう留意し、出動が予想されるときは、自発的に参集しなければならない。

第２節　消防団員の非常配備

１　消防団長

消防団長は、水防管理者（市長）の指示により消防団員を非常配備体制につかせることが原則であるが、特に緊急の場合は、自らの判断によりこれを行うことができる。この場合は、速やかに水防管理者に報告するものとする。

２　副団長

副団長は、消防団長が不在の場合、消防団長の職務を代行するものとする。

３　分団長

「第１１章　水防活動」に基づいて団員を配備するほか、水防本部配備体制に準じ、地域に応じた任務分担を分団長において作成し、長期に即応できる体制をとるものとする。

４　分団

各分団の配備体系は、以下のとおりとする。

（１）出動準備

水防資機材の整備・点検・水位の巡視・通報等と非常連絡のため正副分団長が出動する。

（２）出動

団員全員が出動し、水防本部の指示のもとに水防及び救護活動に従事する。

第５章　重要水防箇所

市内の河川等で水防上注意を要する箇所は、次に示すとおりである。
市は、常に当該箇所の現況把握に努め、その水防対策の確立を図るものとする。

第１節　重要水防箇所

１　評定基準

（１）　国管理区間の評定基準

種　別	重　　要　　度		要　注　意　区　間
	Ａ 水防上最も重要な区間	Ｂ　水防上重要な区間	
越水 (溢水)	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）が現況の堤防高を越える箇所。	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
堤体漏水	堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。 堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所。 水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。	堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある堤体の変状が集中している箇所。 堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）はないが、堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。 水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。	

種　別	重　　要　　度		要 注 意 区 間
	Ａ 水防上最も重要な区間	Ｂ　水防上重要な区間	
基礎地盤漏水	堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関係する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。 基礎地盤の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関係する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所。 水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。	堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関係する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある基盤漏水に関係する変状が集中している箇所。 堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関係する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）はないが、基礎地盤漏水の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。 水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。	
水衝・洗掘	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているがその対策が未施工の箇所。橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所で、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。波浪による河岸の決壊等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所。	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所。	
工作物	河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置されている箇所。橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）以下となる箇所。	橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等と計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
工事施工			出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切等により本堤に影響を及ぼす箇所。

種　別	重　　要　　度		要 注 意 区 間
	Ａ 水防上最も重要な区間	Ｂ　水防上重要な区間	
新堤防 ・破堤跡 ・旧川跡			新堤防で築造後３年以内の箇所。破堤跡又は旧川跡の箇所。
陸閘			陸閘が設置されている箇所。

（２）県及び市管理区間の評定基準

区分番号	種別	重　　要　　性			選定理由（例示）
		Ａ　水防上最も重要な区間	Ｂ　次に重要な区間	Ｃ　やや危険な区間	
1	堤防高・河川	計画高水流量に対して計画堤防余裕高が１／５以下の場合であり計画高水流量を疎通せしめるには最も危険な箇所、または高潮区間の堤防にあっては計画高潮位が現況の堤防高を越える箇所。	計画高水流量に対して計画堤防余裕高が１／５～１／２の場合であり計画高水流量を疎通せしめるには危険な箇所、または高潮区間の堤防にあっては、現況の堤防高が計画高潮位を上回るものの、計画堤防高に満たない箇所。	計画高水流量に対して計画堤防余裕高が１／２以上であり計画堤防余裕高より低い箇所。	・堤防高不足
	堤防高・海岸	設計高潮位が現況の堤防高を越える箇所。	現況の堤防高が設計高潮位を上回るものの、著しく設計堤防高に満たない箇所。		・堤防高不足
2	堤防断面	一連の堤防のうち計画堤防断面に対して特に断面が狭小である箇所。または、堤防の上端幅（天端幅）が狭い箇所。（堤防断面積あるいは堤防の上端幅（天端幅）が計画の１／２以下の区間）。パラペットが設置されており、その高さが３０ｃｍ以上の箇所。	一連の堤防のうち計画堤防断面に対して断面が狭小である箇所。または、堤防の上端幅（天端幅）が狭い箇所。（堤防断面積あるいは堤防の上端幅（天端幅）が計画の２／３以下の区間）。パラペットが設置されており、その高さが３０ｃｍ未満の箇所。		・堤防断面不足 ・堤防の上端幅（天端幅）不足 ・パラペット
3	堤防強度	堤体あるいは基礎地盤の土質が軟弱で法面が急勾配である箇所。法面の急勾配等により、法面崩壊、すべり、沈下等の実績がある箇所。水衝箇所の新堤で完成後３年以下で安全面に不安が感じられる箇所。	堤体あるいは基礎地盤の土質が軟弱である箇所。土質等により、法面崩壊、すべり、沈下等が予想される箇所。新堤で完成後３年以下で安全面に不安が感じられる箇所。		・堤体土質軟弱 ・基礎地盤軟弱 ・法面不良 ・水衝部の新堤防 ・新堤防
4	漏水	堤体あるいは基礎地盤より漏水の実績があるもの又はそのおそれが十分ある箇所。	漏水の実績があり、これに対して応急措置を講じられた箇所。	漏水等の不安が考えられる箇所。	・漏水実績、おそれ

区分番号	種別	重　　要　　性			選定理由（例示）
		Ａ 水防上最も重要な区間	Ｂ　次に重要な区間	Ｃ　やや危険な区間	
5	水衝	水衝部において、低水護岸等が度々破損され、あるいは破堤、破堤寸前程度までの実績があるもの。	水衝部において、低水護岸や高水護岸があるが完全とは考えられない箇所あるいは護岸等が古くなって効用が著しく減じている箇所。		・水衝部破堤実績 ・水衝部低水護岸破損 ・水衝部護岸老朽
6	深掘れ（洗掘）	堤防と接近している河岸が深掘れ（洗掘）されているところで、堤脚護岸の根固めが現在洗われており危険が予想される箇所。又、橋台取付部やその他の工作物の突出による堤体の深掘れ（洗掘）についても考慮する。なお波浪による河岸決壊により危険に瀕した実績あるものを含む。	低水路の河岸が深掘れ（洗掘）されているか河床の深掘れ（洗掘）の著しい箇所で堤脚護岸の根固め水制等が一部破損しており危険の生ずることが予想される箇所。		・河岸深掘れ（洗掘） ・河床深掘れ（洗掘） ・河岸波浪
7	工事施工	国債工事等でやむなく出水期間中も樋門、樋管等の工作物を施工中のもので堤防を横断して開削している箇所その他工事施工に伴い一時的ではあるが危険が予想される場合。	樋管、橋台等施工箇所で堤防護岸が未施工の箇所。		・工事中
8	工作物	取水堰、樋門、樋管等の堤防横断工作物で設置時期が古く、不等沈下、漏水等により不慮の事故が予想される箇所。陸閘が設置されている箇所。	取水堰、樋門、樋管等工作物の護岸等の補強措置が未施工の箇所。		・工作物老朽 ・疎通能力不足 ・余裕高不足 ・陸閘 ・補強措置未施工

２　評定基準参考資料

（１）基本事項

ａ　前記評定基準により種別、重要度、及び選定理由を評定する。

ｂ　各種別の考え方は上下流一連の堤防の状況を比較して判断する。（左右岸の比較も含む）

ｃ　計画高水位は、かならずしも全体計画の値ではなく上記により判断する。

ｄ　評定基準日は毎年３月３１日現在とし、現在工事中でも工事完了が確実な箇所は対応する。

（２）参考図

参考図

種別＼重要度	A	B	C	備　　考
堤防高	河川一般部 h　HWL h≦H×１／５	h　HWL h＜H×（１／５～１／２）	h　HWL h≧H×１／２～h＜H	H：余裕高〔計画〕 h：余裕高〔現況〕 HWL：計画高水位 HHWL：計画高潮位
	河川高潮区間 H.H.W.L　計画堤防　現況堤防　計画堤防	H.H.W.L.　計画堤防　現況堤防高　計画堤防		
	海岸 設計高潮	設計高潮　0.5mを越える		
堤防断面	w　HWL W≦１／２×W〔A〕 パラペット　h　HWL h≧0.30m	w　HWL w＞１／２×W〔A〕～w≦２／３W〔A〕 パラペット　h　HWL h＜0.30m		W：天端幅 A：堤防断面積 w：天端幅〔現況〕 h：パラペット高
堤体強度	HWL　1:m　1:n　1:n　1:m n＜２ m＜２	HWL　1:m　1:n　1:n　1:m n≧２ m≧２		法面不良A：一連勾配にくらべ、いちじるしく急勾配の箇所。ただし勾配は１：２未満とする。 法面不良B：勾配が１：２以上であるが、法崩壊、すべりが発生すると思われる箇所

（３）評定基準の説明

区分番号	種別	重要度	選定理由	注意事項	備考
2	堤防断面	B	堤防の上端幅（天端幅）不足	「堤防断面積」とあるが堤防の上端（天端）幅で読む。	
3	堤防強度	A・B	堤体土質軟弱	堤体と基礎地盤の軟弱とする。	
			堤防斜面（法面）不良	堤防斜面（法）崩壊、すべり、急激な沈下とする。	
			新堤	新堤と堤体盛土（既設堤防の上端（天端）幅の土）とする。	
6	深掘れ（洗掘）	A・B	深掘れ（洗掘）	根固等がなく護岸の基礎工が露出している場合をいう。	
			河床低下	河床が全体に低下したことにより根固等がなく護岸の基礎工が露出している場合をいう。	
8	工作物	A	工作物老朽	工作物老朽、不等沈下、工作物の漏水等含む。	
			疎通能力不足	堤防横断工作物の疎通能力の不足とする。	
			余裕高不足	橋梁等により余裕高に不足を生じている場合とする。	

３　重要水防箇所

(注)表中、国土交通省管理において、重要度欄の「A」は水防上最も重要な区間を、「B」は水防上重要な区間を、「要」は要注意区間をいう。
愛知県管理において、「A」は水防上最も重要な区間を、「B」は次に重要な区間を、「C」はやや危険な区間をいう。
位置欄の数値は、河口からの距離を表し、例えば、13.0K＋40は13,040mのことである。
水防工法は、重要理由から有効と思われる工法を参考として示したものである。

（１）国管理区間の重要水防箇所

矢作川（国土交通省管理）の重要水防箇所

堤　防	位　置	区　域	延長 m	重要度	種　別	摘要(水防工法)
右　岸	8.8K+90～11.0K	西尾市米津町～藤井町	2,110	B	越水	暫定堤防（積土のう工）
右　岸	11.4K-100～11.4K+100	藤井町	200	B	越水	暫定堤防（積土のう工）
右　岸	11.6K+58 ～12.4K+32	藤井町	830	要	新堤防	藤井引堤工事関連
右　岸	12.0K～12.8K	藤井町	760	A	基礎地盤漏水	Ｓ34被災履歴有の暫定施工（月の輪工）パイピング破壊に対する安全性
右　岸	12.0K～12.2K	藤井町	210	B	越水	
右　岸	12.4K～16.4K	藤井町～小川町	3,880	B	越水	

堤　防	位　置	区　域	延長 m	重要度	種　別	摘要(水防工法)
右　岸	12.4K+100～ 12.6K-40	藤井町	50	B	水衝洗掘	洗掘の未施工（捨て石工）
右　岸	12.6K+20　～ 12.8K-80	藤井町	70	B	水衝洗掘	洗掘の未施工（捨て石工）
右　岸	12.8K　～ 14.0K+100	藤井町 ～ 小川町	1,350	B	堤体漏水	堤防脆弱性、すべり破壊に対する安全性
右　岸	12.8K+47　～ 12.8K+93	藤井町	50	要	新堤防	藤井引堤工事関連
右　岸	12.8K+182	藤井町	１箇所	要	工作物	鹿乗川排水機場吐出樋管
右　岸	13.0K　～ 13.2K	小川町	190	B	基礎地盤 漏水	パイピング破壊に対する安全性
右　岸	14.2K-100～ 14.2K+100	小川町	200	A	堤体漏水	旧川・破堤跡以外の履歴有の暫定施工 堤防脆弱性、すべり破壊に対する安全性
右　岸	14.2K　～ 15.2K	小川町	1,150	B	基礎地盤 漏水	パイピング破壊に対する安全性
右　岸	14.4K-100～ 14.4K+100	小川町	200	B	堤体漏水	H12被災履歴有の暫定施工
右　岸	14.6K-100～ 14.6K+100	小川町	200	A	堤体漏水	H12被災履歴有の暫定施工 堤防脆弱性
右　岸	14.8K-100～ 14.8K+100	小川町	200	B	堤体漏水	H12被災履歴有の暫定施工
右　岸	15.0K-100～ 15.0K+100	小川町	200	A	堤体漏水	H12被災履歴有の暫定施工 堤防脆弱性
右　岸	15.2K-100～ 15.2K+100	小川町	200	B	堤体漏水	H12被災履歴有の暫定施工
右　岸	15.2K　～ 15.2K+130	小川町	130	A	基礎地盤 漏水	旧川・破堤跡以外の履歴有の未施工（月の輪工）パイピング破壊に対する安全性
右　岸	15.4K-100～ 15.4K+100	小川町	200	A	堤体漏水	H12被災履歴有の暫定施工 堤防脆弱性
右　岸	15.4K-100～ 15.4K+100	小川町	200	B	基礎地盤 漏水	パイピング破壊に対する安全性
右　岸	15.6K-100～ 15.6K	小川町	100	A	基礎地盤 漏水	旧川・破堤跡以外の履歴有の未施工（月の輪工）パイピング破壊に対する安全性

堤　防	位　置	区　域	延長 m	重要度	種　別	摘要(水防工法)
右　岸	15.6K-100～ 15.6K+100	小川町	200	B	堤体漏水	H12被災履歴有の暫定施工
右　岸	15.6K+181～ 15.8K+120	小川町	180	A	基礎地盤 漏水	旧川・破堤跡以外の履歴有の未施工（月の輪工）重点監視区間（堤防詳細点検に基づき設定）
右　岸	15.8K-100～ 15.8K+100	小川町	200	A	堤体漏水	H12被災履歴有の暫定施工 堤防脆弱性
右　岸	16.0K-100～ 16.0K+100	小川町	200	B	堤体漏水	H12被災履歴有の暫定施工
右　岸	16.0K　～ 16.4K	小川町	360	B	基礎地盤 漏水	パイピング破壊に対する安全性
右　岸	16.2K-100～ 16.2K+100	小川町	200	A	堤体漏水	H12被災履歴有の暫定施工 堤防脆弱性
右　岸	16.4K-100～ 16.4K+100	小川町	200	B	堤体漏水	H12被災履歴有の暫定施工
右　岸	16.4K　～ 16.6K	小川町　～ 川島町	220	A	越水	暫定堤防（積土のう工）
右　岸	16.6K　～ 17.4K	川島町　～ 村高町	790	A	基礎地盤 漏水	Ｓ47被災履歴有の暫定施工 パイピング破壊に対する安全性
右　岸	16.6K　～ 18.0K	川島町　～ 村高町	1,400	B	越水	
右　岸	17.6K-100～ 17.8K	村高町	330	B	基礎地盤 漏水	パイピング破壊に対する安全性
右　岸	17.6K-100～ 17.6K+100	村高町	200	B	堤体漏水	堤防脆弱性
右　岸	18.0K　～ 18.2K+100	村高町　～ 岡崎市下佐々木町	280	B	堤体漏水	堤防脆弱性

（２）県管理区間の重要水防箇所

ア　猿渡川（愛知県管理）の重要水防箇所
該当なし

イ　長田川（愛知県管理）の重要水防箇所

堤防	位　置	区域	延長 m	重要度	種別	摘要(水防工法)
左岸	4.5K ～5.0K	福釜町	500	B	堤防高	堤防高不足(積土のう工)
左岸	6.8K ～7.5K	箕輪町	700	B	堤防高	堤防高不足(積土のう工)
右岸	6.8K ～7.5K	箕輪町	700	B	堤防高	堤防高不足(積土のう工)

ウ　半場川（愛知県管理）の重要水防箇所

堤防	位　置	区域	延長 m	重要度	種別	摘要(水防工法)
左岸	3.6K+50　～3.7K	和泉町	50	B	水衝	水衝部護岸老朽(木流し工)
左岸	6.7K ～6.8K	赤松町	100	B	堤防高	堤防高不足(積土のう工)

エ　油ケ淵（愛知県管理）の重要水防箇所

堤防	位　置	区域	延長 m	重要度	種別	摘要(水防工法)
左岸	長田川河口	東端町	2	B	工作物	堤防断面不足(積土のう工)

オ　朝鮮川（愛知県管理）の重要水防箇所
該当なし

カ　西鹿乗川（愛知県管理）の重要水防箇所
該当なし

（３）市管理区間の重要水防箇所
該当なし

第６章　水防に関する警報・注意報等

第１節　水防に関する警報・注意報等

１　気象、高潮及び洪水についての予報・警報（名古屋地方気象台発表）の種類

水防に関連する気象、高潮及び洪水の注意報及び警報は、「注意報」は大雨等の気象現象により災害が起こるおそれのあるとき、「警報」は重大な災害が起こるおそれのあるとき、「特別警報」は重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合に、名古屋地方気象台から発表される。また、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫等については、実際に危険度が高まっている場所が「キキクル（警報の危険度分布）」等で発表される。さらに、現象の予告的情報や補完的情報等として気象情報が発表されることがある。

（１）大雨注意報

大雨によって災害が起こるおそれがあると予想される場合に発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２である。

（２）大雨警報（土砂災害、浸水害）

大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合に発表される。

なお、対象災害を土砂災害と浸水害に区別され発表される。大雨警報（土砂災害）は高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル３に相当する。

（３）大雨特別警報（土砂災害、浸水害）

大雨による重大な災害が起こるおそれが著しく大きいと予想される場合に発表される。

なお、対象災害を土砂災害と浸水害に区別して発表される。災害が発生又は切迫いている状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル５に相当する。

（４）高潮警報

台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。危険な場所から避難が必要とされる警戒レベル４に相当する。

（５）洪水注意報

洪水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合に発表される。避難行

動の確認が必要とされる警戒レベル２である。

（６）洪水警報

洪水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合に発表される。

なお、洪水の特別警報は設けられていない。高齢者等は危険な場所から避難が必要とされる警戒レベル３に相当する。

（７）津波注意報

津波により災害が発生するおそれがあると予想される場合に発表される。

（８）津波警報

津波により重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合に発表される。

（９）大津波警報（なお、大津波警報は津波特別警報に位置づけられる）

津波により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想される場合に発表される。

（１０）気象情報

ア　「全般気象情報（気象庁発表）、東海地方気象情報、愛知県気象情報」・・気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される。

大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続いているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する愛知県気象情報」という表題の気象情報が府県気象情報、地方気象情報、全般気象情報として発表される。

イ　「記録的短時間大雨情報」（気象庁発表）・・愛知県内で、大雨警報発表中の二次細分区域において、キキクルの「非常に危険」（うす紫）が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（１時間降水量）が観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)されたときに、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所については、「キキクル（警報の危険度分布）」で確認する必要がある。愛知県の雨量による発表基準は、１時間雨量100㎜以上の降水が観測又は解析された

ときである。

ウ　「土砂災害警戒情報」・・大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、愛知県と名古屋地方気象台から共同で発表される。土砂災害警戒情報が発表された市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所から避難が必要とされる警戒レベル４に相当する。

エ　「早期注意情報（警報級の可能性）」・・５日先までの警報級の現象の可能性が［高］、［中］の２段階で発表される。

（１１）キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等の種類と概要

種類	概要
土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）※	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で１km四方の領域（メッシュ）ごとに５段階に色分けして示す情報。土壌雨量指数等の２時間先までの予測値を用いて危険度を表示する。常時１０分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときには、どこで危険度が高まっているかを面的に確認することができる。 ・「危険」（紫）：危険な場所から避難が必要とされる警戒レベル４に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所から避難が必要とされる警戒レベル３に相当。 ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当。
浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で１km四方の領域（メッシュ）ごとに５段階に色分けして示す情報。１時間先までの表面雨量指数の予測値を用いて常時１０分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。
洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね１kmごとに５段階に色分けして示す情報。３時間先までの流域雨量指数の予測値を用いて常時１０分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「危険」（紫）：危険な場所から避難が必要とされる警戒レベル４に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所から避難が必要とされる警戒レベル３に相当。

	・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当。

※「災害切迫」（黒）：警戒レベル５緊急安全確保の発令対象区域の絞り込みに活用

２　気象及び洪水についての予報・警報（名古屋地方気象台発表）の基準

大雨注意報基準

一時細分区域	市町村等をまとめた地域	市町村名	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
愛知県西部	西三河南部	安城市	10	110

大雨警報基準

一時細分区域	市町村等をまとめた地域	市町村名	表面雨量指数基準（浸水害）	土壌雨量指数基準（土砂災害）
愛知県西部	西三河南部	安城市	25	162

大雨特別警報基準

現象の種類	基準
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合

「数十年に一度」の現象に相当する指標は以下の表に記載する。
・大雨特別警報（警戒レベル５相当）の指標
確率値を用いた場合（浸水害）

① 又は②いずれかを満たすと予想され、かつ、さらに雨が降り続くと予想される地域の中で、浸水キキクル（危険度分布）又は洪水キキクル（危険度分布）で５段階のうち最大の危険度が出現している市町村等に大雨特別警報（浸水害）を発表する。

①	４８時間降水量及び土壌雨量指数※１において、５０年に一度の値以上となった５ｋｍ格子が、共に５０格子以上まとまって出現
②	３時間降水量及び土壌雨量指数※１において、５０年に一度の値以上となった５ｋｍ格子が、共に１０格子以上まとまって出現（ただし、３時間降水量が１５０ｍｍ※２以上となった格子のみをカウント対象とする）

指数を用いた場合（土砂災害）

過去の多大な被害をもたらした現象に相当する土壌雨量指数※１の基準値を地域ごとに設定し、この基準値以上となる１ｋｍ格子が概ね１０格子以上まとまって出現すると予想され、かつ、激しい雨※３がさらに降り続くと予想される場合、その格子が出現している市町村等に大雨特別警報（土砂災害）を発表する。

※１　土壌雨量指数：降った雨が土壌中に水分量としてどれだけ溜まっているかを数値化したもの。
※２　３時間降水量１５０ｍｍ：１時間５０ｍｍの雨（滝のようにゴーゴー降る、非常に激しい雨）が３時間続くことに相当。
※３　激しい雨：１時間に概ね３０ｍｍ以上の雨。

洪水注意報基準

一次 細分区域	市町村等を まとめた地域	市町村名	流域雨量 指数基準	複合基準 （表面雨量指数, 流域雨量指数）	指定河川 洪水予報に よる基準
愛知県 西部	西三河南部	安城市	鹿乗川流域＝9.6 西鹿乗川流域＝6 猿渡川流域＝10.7 長田川流域＝8.2 半場川流域＝5.3	鹿乗川流域＝(10,7.7) 西鹿乗川流域＝(6,4.9) 猿渡川流域＝(6,10.7) 長田川流域＝(6,4.4) 半場川流域＝(8,4.9)	矢作川 ［岩津］

洪水警報基準

一次 細分区域	市町村等を まとめた地域	市町村名	流域雨量 指数基準	複合基準 （表面雨量指数, 流域雨量指数）	指定河川 洪水予報に よる基準
愛知県 西部	西三河南部	安城市	鹿乗川流域＝12 西鹿乗川流域＝7.5 猿渡川流域＝13.4 長田川流域＝10.3 半場川流域＝6.7	鹿乗川流域＝(10,10.8) 西鹿乗川流域＝(10,6.9)	矢作川 ［高橋・岩 津・米津］

＜参考＞

・表面雨量指数：短時間降雨による浸水危険度の高まりを把握するための指標で、降った雨が地表面にどれだけ溜まっているかを、タンクモデルを用いて数値化したもの。

・土壌雨量指数：降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、１ｋｍ四方の領域ごとに算出する。

・流域雨量指数：流域雨量指数は、降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、１ｋｍ四方の領域ごとに算出する。

津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

<table>
<tr><th rowspan="2">津波警報等の種類</th><th rowspan="2">発表基準</th><th colspan="2">発表される津波の高さ</th></tr>
<tr><th>数値での発表
（津波の高さ予想の区分）</th><th>巨大地震の場合の表現</th></tr>
<tr><td rowspan="3">大津波警報
（特別警報）</td><td rowspan="3">予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合</td><td>１０m超
（１０m＜予想高さ）</td><td rowspan="3">巨大</td></tr>
<tr><td>１０m
（５m＜予想高さ
≦１０m）</td></tr>
<tr><td>５m
（３m＜予想高さ
≦５m）</td></tr>
<tr><td>津波警報</td><td>予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合</td><td>３m
（１m＜予想高さ
≦３m）</td><td>高い</td></tr>
<tr><td>津波注意報</td><td>予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合</td><td>１m
（０．２m≦予想高さ
≦１m）</td><td>（表記なし）</td></tr>
</table>

（注）１　発表基準欄に示した数値は、愛知県における過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査して決めたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際のおおむねの目安である。

２　注意報・警報はその種類にかかわらず解除されるまで継続される。また、新たな注意報・警報が発表されるときは、それまで継続中の注意報・警報は自動的に解除又は更新されて新たな注意報・警報に切り替えられる。

３　注意報・警報の伝達系統、措置等については、安城市地域防災計画の定めるところによる。

第７章　水防警報

第１節　意義

指定河川について、国土交通大臣又は愛知県知事が、洪水又は高潮によって災害が起こるおそれがあると認められたとき、水防を行う必要がある旨の警告を発表する（法第16条1項）。

第２節　水防警報を行う河川

１　国土交通大臣が水防警報を行う河川とその区域

（１）降雨等による河川の洪水に関する区域（矢作川の市内すべての区域）

河川名	区域			
矢　作　川	左岸	豊田市川田町２丁目２９番地先	から	海
	右岸	豊田市荒井町松島３２１番４地先		

（２）津波に関する区域（安城市の市境まで）

河川名	区域	
矢　作　川	左岸	河口から15.0kmまで
	右岸	河口から10.4kmまで

２　愛知県知事が水防警報を行う河川とその区域（安城市内の区域）

（１）降雨等による河川の洪水に関する区域

該当なし

（２）津波に関する区域

津波河川遡上の可能性がある県管理河川

市町村名	河川名
安　城　市	鹿乗川、西鹿乗川、高浜川、油ヶ淵、半場川、朝鮮川

第３節　水防警報を発する基準

１　国土交通大臣が発令する水防警報の発令基準

（１）降雨等による河川の洪水に関する水防警報

観測所名	所在地(位置)	水防団待機水位（通報水位）	氾濫注意水位（警戒水位）	出動水位	計画高水位	堤防高 上：左岸 下：右岸	発令者	対象団体
岡崎	岡崎市八帖町（左岸23.2km付近）	m 4.90	m 5.80	m 7.50	m 10.72	m 13.4 12.4	豊橋河川事務所長	岡崎市 西尾市 安城市

（２）津波に関する水防警報

種　類	発令基準
情報収集	地震発生により津波到達のおそれが否定できないとき。
出　動	伊勢・三河湾の大津波警報、津波警報、津波注意報が解除された場合。ただし、津波警報から津波注意報に切り替わった場合で、水防作業が安全に行える状態で、かつ、必要と認めるときは発表することができる。
解　除	巡視等により被害が確認されなかったとき、または、水防作業が終了したとき等、水防作業を必要とする河川状況が解消したと認める場合。

２　愛知県知事が発令する水防警報の発令基準

（１）津波に関する水防警報

気象庁が「愛知県外海」又は「伊勢湾・三河湾」に「津波注意報」、「津波警報」又は「大津波警報」を発表したとき

第４節　警報の段階と内容

１　降雨等による河川の洪水に関する水防警報

種　類	内　容
準　備	氾濫注意水位(警戒水位)を超過し､水防資材の整備点検、水門等の開閉準備、幹部員の出動を通知するもの。
出　動	出動水位を超過し、水防団員等の出動を通知するもの。
情　報	水防活動上必要とする水位、その他河川の状況を通知するもの。
解　除	水防活動の終了を通知するもの。

２　津波に関する水防警報

種　類	内　容
情報収集	水防要員の安全を確保した上で水防活動に備えて津波発生の有無、津波到達時刻等を情報収集するもの。
出　動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。
解　除	水防活動の必要が解消した旨を通告するもの。

（注）津波到達時間が短い場合、津波到達までに水防警報が発表できない場合が想定されるため、津波警報が発表されている間であって、水防警報が通知されるまでの間においては、水防管理者は、水防要員の安全を確保する措置をとる。

第５節　水防警報伝達系統

１　国土交通省が水防警報を行う河川

（１）矢作川（高橋・岩津・岡崎・米津地区）

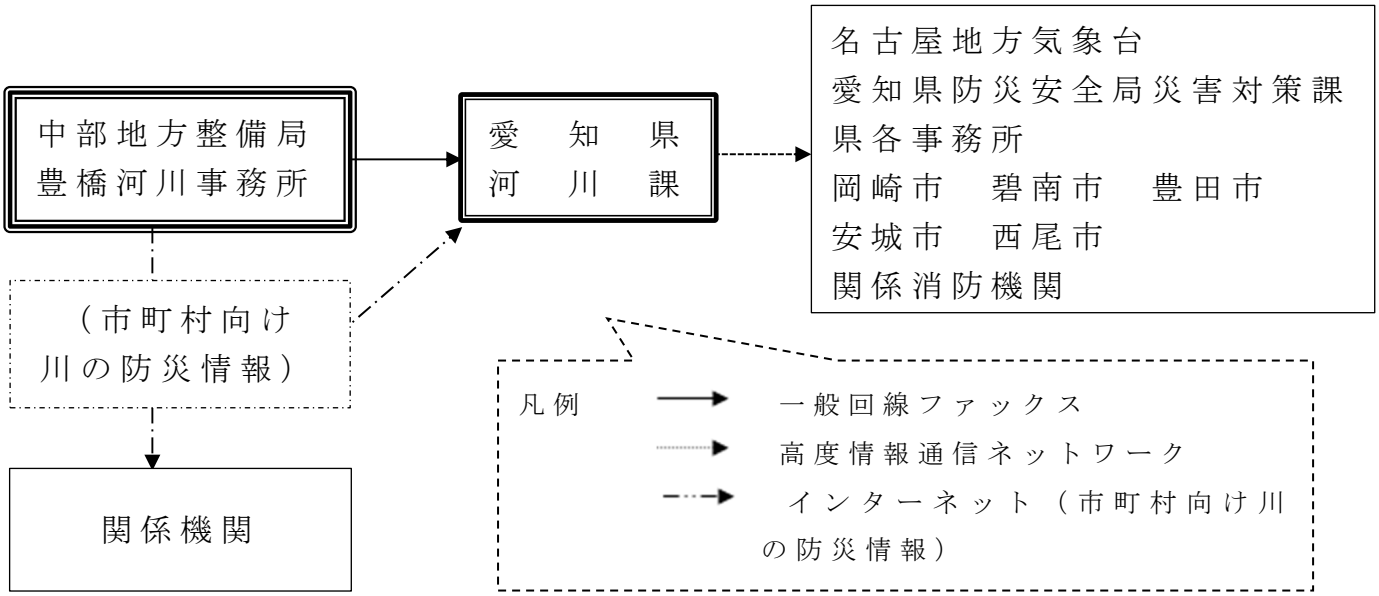

（２）矢作川（津波水防警報）

該当なし

２　知事が水防警報を行う河川

（１）津波水防警報（愛知県外海、伊勢・三河湾）

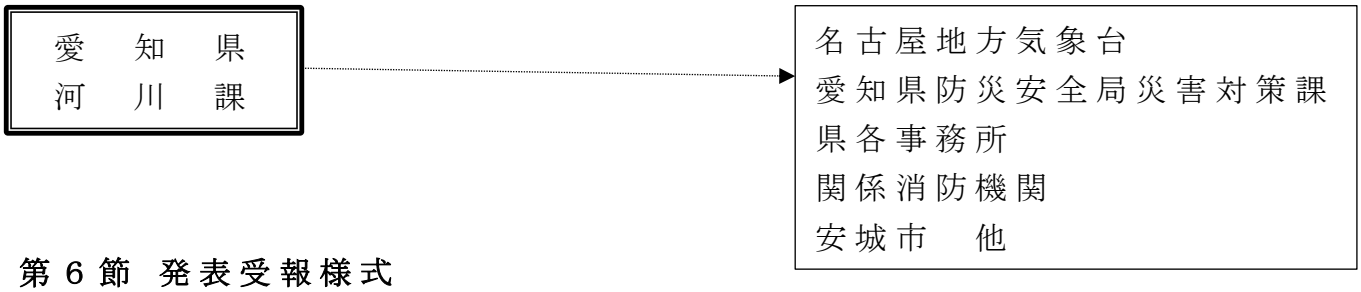

第６節　発表受報様式

水防警報発表受報様式(様式第１号)による。

※　巻末資料編・様式その１

第８章　洪水予報

第１節　意義

あらかじめ指定した河川について、気象等の状況により洪水のおそれがあると認められるとき、国土交通大臣又は知事と気象庁長官が共同して、その状況を関係機関及び一般に周知する目的で行う予報である（法第１０条第２項・第１１条第１項、気象業務法第１４条の２第２項・第３項）。

第２節　洪水予報を行う河川及び実施区域

１　国土交通大臣が指定した河川

河川名	区域			
矢作川	左岸	豊田市川田町２丁目２９番地先	から	海
	右岸	豊田市荒井町松島３２１番４地先		

２　知事が指定した河川

該当なし

第３節　洪水予報の種類と基準

１　種類と発表基準

種　　類	情報名	発　　表　　基　　準
「洪水警報（発表）」 又は 「洪水警報」	「氾濫発生情報」 【警戒レベル５相当情報（洪水）】	・氾濫が発生したとき ・氾濫が継続しているとき
	「氾濫危険情報」 【警戒レベル４相当情報（洪水）】	・急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・氾濫危険水位に到達したとき ・氾濫危険水位を超える状態が継続しているとき
	「氾濫警戒情報」 【警戒レベル３相当情報（洪水）】	・氾濫危険水位に達すると見込まれるとき ・避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・氾濫危険情報を発表中に、氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く） ・避難判断水位を超える状態が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）
「洪水注意報（発表）」 又は 「洪水注意報」	「氾濫注意情報」 【警戒レベル２相当情報（洪水）】	・氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき ・避難判断水位に達したが、水位の上昇が見込まれないとき

「洪水注意報（警報解除）」	「氾濫注意情報（警戒情報解除）」	・氾濫危険情報又は氾濫警戒情報を発表中に、避難判断水位を下回った場合（氾濫注意水位を下回った場合を除く） ・氾濫警戒情報発表中に、水位の上昇が見込まれなくなったとき（氾濫危険水位に達した場合を除く）
「洪水注意報解除」	「氾濫注意情報解除」	・氾濫発生情報、氾濫警戒情報又は氾濫注意情報を発表中に、氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれがなくなったとき

２　基準地点

基準地点	所在地	河口からの距離 km	水防団待機水位（指定水位） m	氾濫注意水位（警戒水位） m	避難判断水位 m	氾濫危険水位 m	計画高水位 m
高橋	豊田市中島町	右岸40.4	1.00	2.70	5.90	6.80	7.22
岩津	岡崎市西蔵前町	左岸29.2	4.00	4.90	7.80	8.50	10.89
米津	西尾市米津町	右岸 9.8	4.90	6.00	9.90	10.3	10.87

第４節　矢作川洪水予報の伝達系統

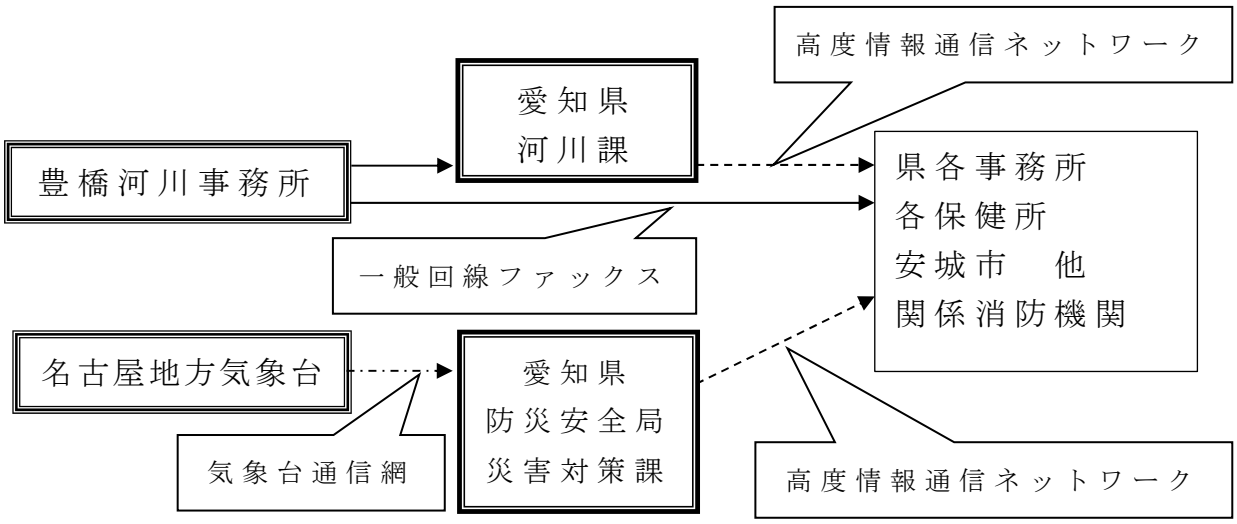

上記伝達系統のほか、氾濫のおそれがある（氾濫危険水位を超えた）情報及び氾濫が発生した情報が、緊急速報メールにより市民へ配信される。

第５節　措　置

水防警報等を受報したときは、関係住民への周知徹底、関係団体への伝達等必要な事項について所要の措置をとるものとする。また、状況の推移を的確に把握するため、報道機関その他の情報に留意し、水防活動の万全を期するよう努めるものとする。

第９章　水位情報の周知

第１節　水位の観測

１　増水状況の調査

水防本部及び水防部は、気象状況及び水防巡視報告により必要と認めたときは、各河川等の増水状況を調査するものとする。

２　矢作川水位観測

（１）矢作川の基準水位

観測所	水防団待機水位 （通報水位）	氾濫注意水位 （警戒水位）	出動水位
岡　崎	4.90m	5.80m	7.50m

（２）水位情報提供サービス

・電話応答装置(矢作川)　０５３２－４８－８１０９

・豊橋河川事務所河川防災情報

https://www.cbr.mlit.go.jp/toyohashi/kasen/index.html

・川の防災情報ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ

https://www.river.go.jp/（携帯電話http://i.river.go.jp/）

・愛知県みずから守る防災情報メールサービス

（３）水防本部は、気象状況及び水防巡視報告により必要と認めたときは、増水状況を調査するとともに、本部各部班及び消防団に対し必要な指示をするものとする。

３　愛知県水防テレメータシステム水位観測局

(愛知県 川の防災情報　https://www.kasen-aichi.jp/)

水系	河川名	観測所名	距離	所在地	単位	河床高	０点高	水防団待機水位	氾濫注意水位	出動水位	氾濫危険水位	堤防高
矢作川	鹿乗川	鹿乗川	8/600	安城市東町大塚1番6地先	河床m	0.17 TP5.17m	5.00	1.85 TP6.85m	2.45 TP7.45m	2.85 TP7.85m	3.55 TP8.55m	4.70 TP9.70m

(注)

・氾濫危険水位　：現在の河川が洪水を安全に流しうる水位。

・出動水位　：その水位に対する流量が、氾濫危険水位満流流量の６割程度に相当する水位で、水防警報基準点におけるほぼ出動水位に相当する。

・氾濫注意水位　：その水位に対する流量が、氾濫危険水位満流流量の４割程度に相当する水位で、水防警報基準点におけるほぼ警戒水位に相当する。

・水防団待機水位　：その水位に対する流量が、氾濫危険水位満流流量の２割程度に相当する水位で、水防警報基準点におけるほぼ通報水位に相当する。

４　危機管理型水位計（川の水位情報　https://www.k.river.go.jp/）

住民の避難判断に資する目的として危機管理型水位計が市内４か所（猿渡川（井畑橋）、西鹿乗川（西鹿乗橋）、半場川（城藤橋）、長田川（大山田橋））に設置されている。

５　安城市水位警報装置表

水系	河川名	設置場所	河川水位m				設定値(海抜)m			
			出動水位	警戒水位	基準水位	河床高	出動水位	警戒水位	基準水位	河床高
矢作川	神田支川	柿碕町	1.53	1.37	1.07	0.00	13.97	13.81	13.51	12.44
	準用河川　勢井前川	古井町	2.31	1.73	1.15	0.00	8.97	8.39	7.81	6.66
	準用河川　堀内川	堀内町	1.35	1.02	0.68	0.00	8.53	8.20	7.86	7.18
	準用河川　志茂川	小川町	2.15	1.62	1.08	0.00	8.68	8.15	7.61	6.53
	準用河川　郷東川	上条町	1.79	1.34	0.89	0.00	9.96	9.51	9.06	8.17
高浜川	追田雨水幹線	城南町	2.60	2.10	1.60	0.00	15.15	14.65	14.15	12.55
	追田雨水幹線	相生町	2.34	1.82	1.30	0.00	16.12	15.60	15.08	13.78
	大山田第一雨水幹線	大東町	1.80	1.35	0.90	0.00	17.01	16.56	16.11	15.21

６　水位周知海岸

知事が高潮により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したもの。

海岸名	区域（起点～終点）		指定日
三河湾・伊勢湾沿岸	田原市伊良湖町地先	弥富市鍋田町地先	令和３年６月１１日

７　高潮特別警戒水位

高潮に対する市長の警戒レベル５緊急安全確保の発令の判断等に資する情報として設定されたもの。

海岸名	観測所名	基準水位（m）	発表者
三河湾・伊勢湾沿岸	天白川河口	TP2.30	愛知県河川課長

水位伝達系統

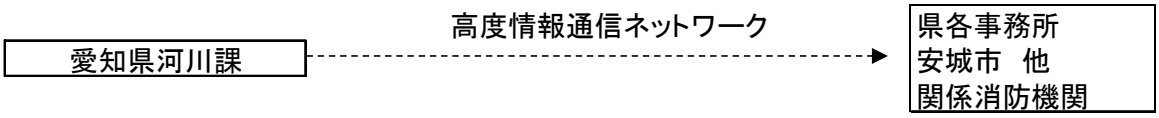

第１０章　通信連絡

第１節　通信連絡

水害時の通信連絡については、安城市地域防災計画（風水害等災害対策計画編）の下記の節に定める計画による。

安城市地域防災計画（風水害等災害対策計画編）
　第３編　災害応急対策
　　第３章　災害情報の収集・伝達・広報
　　第１節　被害状況等の収集・伝達
　　第２節　通信手段の確保
　　第３節　広報

第１１章　水防活動

第１節　消防団の非常配備出動

１　出動準備

正副分団長が出動し、主として資機材の整備点検、水位観測、水防巡視と非常連絡の準備を行い、直ちに第１非常配備を指令できる体制とする。

２　第１非常配備出動

水位観測、水防巡視を強化し、水防警戒の必要を認めるとき、及び事態の推移によっては直ちに第２非常配備出動に移行できる体制とする。

３　第２非常配備出動

班長以上の出動で、水防警戒と水防活動のできる体制とする。

４　第３非常配備出動

団員全員が出動し、必要な水防警戒と水防活動に当たる体制とする。

（１）水防本部からの電話指令又は水防信号による伝達等によるが、連絡がなくとも各団員は任務の重大性に鑑み、常に気象状況等の変化に注意し、自発的に巡視警戒し、水防活動の遂行に支障をきたさないようにしなければならない。

（２）出動した団員は、担当地域において分団長の指示により業務を遂行する。

（３）集合場所は、各分団詰所とし、各分団長は速やかに人員を把握し、区域内の警戒、水防資機材の整備、運搬、情報、報告等の活動に従事させるものとする。

第２節　出動準備と第１・第２・第３非常配備指令の時期

消防団の非常配備の基準は、おおむね「第４章　非常配備体制」の計画中第１節に掲げる非常配備の基準によるものとするが、その他水防警報・洪水予報の発表、水位の状況等事態の推移により水防管理者は適宜に出動を指令するものとする。

第３節　水防巡視の時期及び措置

１　水防巡視

水防巡視は、各分団の正副分団長を責任者とする。水防管理者より出動準備・出動の指令を受けたとき、その河川の増水等により巡視の必要があると認めたときは、本計画に基づき予め選定した団員を各要所に配置するか、各分団担当河川及び地区内を巡視し、異常の有無を確認するとともに水防本部及び水防部長並びに同派遣巡視者との連絡を密にし、次の場合は、速やかに水防本部に通報するものとする。

（１）増水の状況

（２）その他水防上必要な事項

２　臨機の措置

巡視中に水防上の異状を発見したときは、各分団長は可能な限り臨機の措置を講ずるとともに水防本部に対し、次の要領で報告し、その指示を受けるものとする。

（１）異状発生の時分、場所、範囲、その他

（２）住民、家屋、その他の被害状況

（３）応援の要否（人員、資機材等）

（４）臨機の措置の状況

（５）その他必要な事項

第４節　担当区分

１　各河川の水防担当区分

河　　川	等　　級	管　　理	担　当　水　防　隊
矢 作 川	１　　級	国土交通省	桜 井 方 面 水 防 団
鹿 乗 川	〃	愛 知 県	〃
西鹿乗川	〃	〃	〃
稗 田 川	２　　級	〃	中 部 方 面 水 防 団
油 ケ 淵	〃	〃	南 部 方 面 水 防 団
長 田 川	〃	〃	〃
半 場 川	〃	〃	〃
朝 鮮 川	〃	〃	桜 井 方 面 水 防 団
東隅田川	〃	〃	中 部 方 面 水 防 団
猿 渡 川	〃	〃	北 部 方 面 水 防 団
吹 戸 川	〃	〃	中 部 方 面 水 防 団
石 田 川	〃	〃	北 部 方 面 水 防 団
志 茂 川	準用河川	安 城 市	桜 井 方 面 水 防 団
堀 内 川	〃	〃	中 部 方 面 水 防 団
勢井前川	〃	〃	〃
天 草 川	〃	〃	〃
郷 東 川	〃	〃	〃
上 条 川	〃	〃	〃
溝　　川	〃	〃	北 部 方 面 水 防 団
山 田 川	〃	〃	〃
丸 田 川	〃	〃	〃
山 中 川	〃	〃	桜 井 方 面 水 防 団
朝 鮮 川	〃	〃	〃
大久戸川	〃	〃	南 部 方 面 水 防 団
長 配 川	〃	〃	〃
新 田 川	〃	〃	〃
八ッ田川	〃	〃	〃
大海古川	〃	〃	〃
西 下 川	〃	〃	中 部 方 面 水 防 団
半 場 川	〃	〃	〃
東隅田川	〃	〃	〃
間 屋 川	〃	〃	南 部 方 面 水 防 団
道 田 川	〃	〃	中 部 方 面 水 防 団
郷 西 川	〃	〃	〃
鮫　　川	〃	〃	〃
稗 田 川	〃	〃	〃
茨 池 川	〃	〃	〃
切 間 川	〃	〃	南 部 方 面 水 防 団
割 目 川	〃	〃	北 部 方 面 水 防 団
石 橋 川	〃	〃	〃
藤 池 川	〃	〃	〃
追 田 川	普通河川	〃	中 部 方 面 水 防 団

２　土砂災害警戒箇所の担当
南 部 方 面 水 防 団

第５節　水防作業

１　水防工法

水防工法は、発生した事態に適応する工法を正確に判断し、その選定を誤らなければ１種類の工法を施工するだけで成果を上げることが多いが、時には数種の工法を組み合わせて初めてその目的を達成することがあるから、当初施工の工法で効果が認められないときは、これに代わる工法を次々と行う必要がある。

堤防の組成材料、流速、法面、護岸の状態、使用材料がその付近で得やすいか否か等を考慮して工法を選定する。

堤防等の異常状態に対応する工法はおおむね次表のとおりである。

水防工法の種類

原因	工法	施　工　箇　所	効　　果	工 法 の 概 要
深掘れ（洗掘）	木流し工	・水の流れが急となっている箇所 ・流水が激しく堤防をたたき、深掘れ（洗掘）し始めている箇所	流水を緩やかにし、川側（川表）が崩れるのを防ぐ。川側（川表）淀欠けを防ぐ（緩流部）。	樹木に重り土のうをつけて流し局部を被覆する。
	表シート張り工	・川側(川表)が崩れだした箇所 ・透水し始めた堤防	川側(川表)の崩壊を防ぐ。吸い込み口をふさぎ透水を防ぐ。	川側(川表)の漏水面に防水シート等を張る。
	立てかご工	急流部の川側堤防斜面(川表法面)、根固めが、深掘れ(洗堀)、欠壊のおそれがある箇所	過去に深掘れ(洗堀)等した箇所の、災害の再発を防ぐ。	川側堤防斜面(表法面)に蛇かごを立てて被覆する。
亀裂	折り返し工	堤防の上端(天端)に亀裂が生じた箇所（粘土質堤防）	竹の弾力性を利用して亀裂の拡大を防ぐ。	上端(天端)の亀裂をはさんで両肩付近に竹をさし折り曲げて連結する。
	打ち継ぎ工	堤防の上端(天端)に亀裂が生じた箇所（砂質堤防）	亀裂の拡大を防ぐ。	上端(天端)の亀裂をはさんで両肩付近に杭を打ち、鉄線で結束する。
	五徳縫い工	堤防の居住側斜面(裏法)、又は裏小段に亀裂が生じた箇所	竹の弾力性を利用して亀裂の拡大を防ぐ。	居住側斜面(裏法面)の亀裂を竹で縫い崩落を防ぐ。
	かご止め工	堤防の居住側斜面(裏法)、又は裏小段に亀裂や崩れが起こりそうな箇所	堤防の居住側斜面(裏法面)や裏小段の亀裂や崩壊を防ぐ。	居住側斜面(裏法面)に菱形形状の杭を打ち、竹又は鉄線で縫う。
	つなぎ縫い工（竹）	堤防の上端(天端)や居住側斜面(裏法面)に亀裂が生じている箇所	竹の弾力性を利用して亀裂の拡大を防ぐ。	亀裂部分をはさんで杭を打ち、竹で結束する。
漏水	釜　段　工	堤防裏小段や堤防近くの平場	漏水の噴出口を中心に土のうを積んで水を貯え、その水圧により噴出を抑える。	裏小段、居住側斜面(裏法)先平地に円形に積み土のうにする。

	月の輪工	堤防の居住側斜面(裏法面)に漏水した水が噴き出している箇所	土のうを積んで河川水位と漏水口との水位差を縮めて水圧を弱め、漏水口の拡大を防ぐ。	居住側斜面(裏法)に半円形に土のうを積む。
越水(堤防からの水のあふれ)	積土のう工	・堤防が沈下した箇所 ・増水が早く、水が堤防を越えそうな箇所	水があふれること(越水)を防ぐ。	堤防上端(天端)に土のうを数段積み上げる。
	改良 積土のう工	・堤防が沈下した箇所 ・増水が早く、水が堤防を越えそうな箇所	水があふれること(越水)を防ぐ。	堤防上端(天端)に杭を打ってシートを張り、土のうを数段積み上げる。
	せき板工	・堤防が沈下した箇所 ・増水が早く、水が堤防を越えそうな箇所	水があふれること(越水)を防ぐ。	堤防上端(天端)に杭を打ち、板を杭に釘付けし、背後に土砂又は土のうを積む。
	水マット工	・堤防が沈下した箇所 ・増水が早く、水が堤防を越えそうな箇所	水があふれること(越水)を防ぐ。	ビニロン帆布製水のうを上端(天端)に置き、ポンプで水を注入する。
	蛇かご積み	・堤防が沈下した箇所 ・増水が早く、水が堤防を越えそうな箇所	水があふれること(越水)を防ぐ。	堤防上端(天端)に土のうの代わりに蛇かごを置く。
	裏シート 張り工	水があふれること(越水)又はそのおそれのある箇所の居住側斜面(裏法面)	水があふれること(越水)による居住側斜面(裏法面)の崩壊を防ぐ。	堤防居住側斜面(裏法面)を防水シート)で被覆する。
決壊防止	築き廻し工	・堤防の川側斜面(表法面)の深掘れ(洗掘)が進んでいる箇所 ・堤防上端(天端)まで崩壊し、幅員不足になりつつある箇所	堤防断面の厚みをつけ、破堤するのを防ぐ。	居住側斜面(裏法面)　に土のうを積む。
	杭打ち積み	堤防の居住側斜面(裏法面)が崩れた、又は崩れそうな箇所	居住側斜面(裏法面)の崩壊を防ぐ。	堤防斜面(法)崩れの下部に杭を打ち、土のうを積む。
	土のう羽口	堤防の居住側斜面(裏法面)が崩れた箇所	居住側斜面(裏法面)の崩れた箇所を補強し、堤防の崩れの拡大を防ぐ。	崩壊箇所に土のうを積み、竹で刺し貫いて、地上に突き出た竹を縫って固定する。
	わく入れ工	・流れが急流となっている箇所 ・堤脚の深掘れ(洗掘)が見られる箇所	急流河川の流れをゆるやかにする。堤脚深掘れ(洗掘)の拡大を防ぐ。	深掘れ箇所に川倉、牛わく、鳥脚などを投入する。

２　緊急通行

水防団長等及び水防管理者から委任を受けた者は、水防上緊急の必要がある場合に赴く時は、一般交通や公共用に供しない空地や水面を通行することができ、水防

管理団体はそれにより損失を受けたものに対し損失を補償しなければならない。

３　公用負担権限

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長及び消機関の長は、水防の現場において、次の権限を行使できる。

（１）必要な土地の一時利用
（２）土石、竹木その他の資材の使用若しくは収用
（３）車両その他の運搬用機器の使用
（４）排水用機器の使用
（５）工作物その他の障害物の処分

また、水防管理者から委任を受けた者は、上記（１）から（４）（（２）における収用を除く。）の権限を行使することができる。

第６節　避難及び救助

１　避難の指示

（１）河川等の氾濫、洪水等が発生し、又は発生するおそれがあり、著しく危険が切迫していると認められるときは、必要と認める区域の住民に対し、避難のための立ち退きを指示するものとする。この場合、安城市地域防災計画（風水害等災害対策編）の定めによるものとする。

また、当該区域を所轄する警察署長にその旨を通知するものとする。

（２）指示は、次の方法により行う。

ア　サイレン及び警鐘による水防信号
イ　広報車の巡回
ウ　ケーブルテレビ放送（キャッチネットワーク）
エ　エフエム放送（エフエムキャッチ）
オ　防災ラジオ
カ　インターネット
キ　電話、ファックス、緊急速報メール
ク　安全安心情報メール
ケ　Yahoo!防災速報
コ　口頭その他個別伝達

（３）指示の区分は、次のとおりとする。

ア　［警戒レベル３］高齢者等避難

避難行動要支援者等に早めの段階で避難行動を開始することを求めるとともに、高齢者等以外の人にも避難準備や自主的な避難を呼びかける。

イ　［警戒レベル４］避難指示

気象警報や土砂災害警戒情報等の発令、河川の水位や雨量等あらかじめ定めた避難指示の発令基準に基づき、速やかに的確な［警戒レベル４］避難指示を発令する。

ウ　［警戒レベル５］緊急安全確保

災害が発生又は切迫している状況において、未だ危険な場所にいる居住者等に対し、立退き避難を中心とした避難行動から、緊急安全確保を中心とした避難行動への変容を特に促したい場合に発令する。ただし、災害が発生・切迫している状況で、その状況を必ず把握することができるとは限らないことなどから、本情報は必ず発令されるものではない。

（４）矢作川における避難判断

矢作川については岡崎水位観測所における下記を基準により判断するものとする。

避難判断	判断水位	判断基準
［警戒レベル３］高齢者等避難	8.47	特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況にある区域に対して行う。 ・当該情報を発令する時点での小渡水位観測所の水位動向が上昇していると判断された場合
［警戒レベル４］避難指示	9.72	過去に発生した災害の状況、地形、地質等から判断し、災害に関する警報等が発せられた場合において、災害発生のおそれがある区域に対して行う。 ・河川管理施設の異常(漏水等破堤につながるおそれのある被災等)を確認した場合 ・危険水位10.72mに到達すると予測される場合 ・当該情報を発令する時点での小渡水位観測所の水位動向が上昇していると判断された場合

(注１)避難指示等発令の判断基準は、岡崎水位観測所の水位を基準とする。さらに、岡崎水位観測所の危険水位に達する前に避難完了していることが前提となるため、水位上昇のピーク時の差が約2時間である上流の小渡水位観測所の水位情報も判断基準となる。

(注２)想定を超える規模の災害が発生することや、想定外の事象が発生することも十分考えられることから、関係機関との情報交換を密に行いつつ、河川上流部の状況や、暴風雨域の接近状況、近隣での災害発生状況等、広域的な状況把握に努める。

(注３)鹿乗川排水機場のポンプ運転停止については、木戸水位観測所右岸堤防高より、1.7m低い位置での値とする。

(注４)堤防の異常等、巡視等により自ら収集する現地情報、またレーダ観測でとらえた強い雨の区域、避難行動の難易度（夜間や暴風の中での避難等）等、必ずしも数値等で明確にできないものも考慮しつつ、総合的な判断を行う。

（５）避難場所

避難場所は、安城市地域防災計画に定めるところによるものとする。

（６）警察との連絡

避難の指示、避難誘導、避難者収容に当たっては、警察と事前に連絡をとり、その協議によりこれを行うものとする。避難の指示については、必ず事前に安城警察

署長に通知してこれを行う。

２　救助・救急

水害により多数の負傷者が生じ、又はその発生が予想される場合の救助・救急隊の編成及び応援要請は、次のとおりとする。

（１）編成（救助・救急隊長：消防署長）

分　隊　名	車　両　及　び　機　器	人 員
救　助　隊	ポンプ車、救助工作車、資機材搬送車、救命ボート	９人
消防署救急隊	救急車	３人
北分署救急隊	救急車	３人
南分署救急隊	救急車	３人
西出張所救急隊	救急車	３人

（注）必要により、消防団救援隊を編成する。

（２）応援要請先

日本赤十字社愛知県支部安城市地区

安城市医師会

衣浦東部保健所

（３）病院一覧

名　　称	所　在　地	電　話	病床数	科　　目
安城更生病院	安城町東広畔28	(75)2111	一般 771	内、血・腫内、分・糖内、消内、脳内、循内、腎内、呼内、緩内、精、小、外、整外、リウ、形外、脳外、呼外、心臓、小外、皮、ひ、産婦、眼、耳い、リハ、麻、病理、救命、臨床、歯外、感内、（脳）小、乳・分外、放診、放治、消外、血外
八千代病院	住吉町2-2-7	(97)8111	一般 270 療養 52 地域包括ケア 46 回復リハビリテーション 52	内、神内、呼内、消内、循内、腎内、分・代内、透内、消外、血外、乳外、こ外、ペイン外、臨床、病理、救急、外、呼外、整外、脳外、ひ、麻、小、皮、産婦、眼、耳い、リハ、放
矢作川病院	藤井町南山141	(99)3171	精神 186	精、心内、内、胃内、循内、歯、歯外

第７節　水防信号及び水防標識

「水防信号及び標識に関する規則（昭和３１年愛知県規則第３４号）」に定めるところによる。

１　水防信号

（１）出動信号　消防団等に属する者全員が出動すべきことを知らせるもの

（２）避難信号　必要と認める区域内の住民に避難のため立ち退くことを知らせるもの

種　別	打　　鐘　　信　　号	余いん防止サイレン信号
出　動	●―●―●　●―●―● （３　点）	約５秒 ――　――　―― 約６秒
避　難	●―●―●―●―●	約３秒 ――　――　―― 約２秒

備考１　信号継続時間は適宜とする。
　　２　打鐘のほか太鼓も併用する。

２　水防標識

（１）緊急自動車優先通行標識
　第１図のとおり（公安委員会の指示を受けたもの）

（２）水防警報発令標識
　第２図及び第３図のとおり

第１図

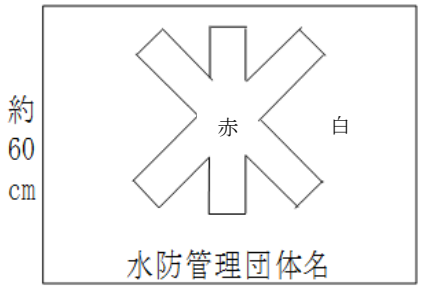

約90cm
地色は白色とし、記号は赤色とし、
文字は黒色とする。

第２図
掲示板(地色は青色とし、文字は白色とする。)

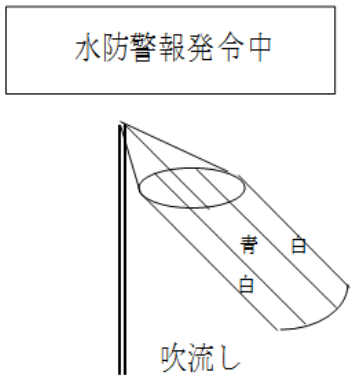

第３図

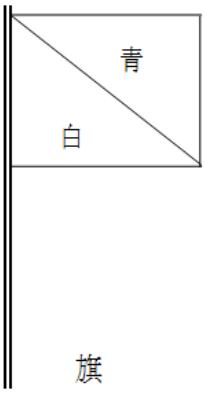

第８節　決壊等の通報並びに決壊後の処理

１　通報

堤防その他の施設が決壊したときは、直ちにその旨を西三河県民事務所、知立建設事務所、西三河農林水産事務所及び氾濫する方向の隣接水防管理者に報告する。また、被害状況をとりまとめ、原則的に愛知県防災情報システム又は市町村防災支援システムに入力し県に報告する。

２　決壊後の処理

決壊箇所については、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう各工法の実施等応急措置を直ちに講ずる。

第９節　水防解除

水位が警戒水位以下に減じ、かつ、危険がなくなったと認めたときは、水防解除を行う。この場合の指令は、電話又は口頭による。

第１０節　公用負担

１　公用負担

水防管理団体は、公用負担の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、その損失を補償するものとする。

２　公用負担権限証明書

公用負担の権限を行使する水防管理者・消防機関の長にあっては、その身分を示す証明書その他これらの者の命を受けた者にあっては、次の証明書を携行し、必要な場合には、これを提示するものとする。

公 用 負 担 権 限 証 明 書
○○○○氏名
上記の者に　　の区域における水防法第２８条第１項の権限行使を委任したことを証明する。
年　月　日

安　城　市　長　㊞

３　公用負担の証票

公用負担の権限を行使したときは、次の証票を２通作成し、その１通を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずる者に交付しなければならない。

（第　　号）
公　用　負　担　証
目 的 物　　種類
負担内容　　使用　　収用　　処分等
年　月　日
安　城　市　長　㊞
事務取扱者氏名　㊞
様

第１１節　水防報告と水防記録

災害対策本部長は、水防が終結したときは、遅滞なく次の事項を取りまとめて、水防報告書（第１号様式）により県知立建設事務所長に報告するものとする。

※　巻 末 資 料 編 ・ 様 式 そ の ２

（１）天候の状況ならびに警備中の水位観測表
（２）警戒出動及び解除命令の時期
（３）消防団員又は、消防機関に所属する者の出動時期及び人員
（４）水防作業の状況
（５）堤防その他の施設等の、異常の有無及びこれに対する処置とその効果
（６）使用資材の種類及び員数その消耗分及び回収分
（７）法第２１条による収用又は使用の器具、資材の種類、数量及び使用場所

（８）障害物を処分した数量及びその事由並びに除去の場合
（９）土地を一時使用したときは、その箇所及び所有者の住所氏名とその事由
（１０）応援の状況
（１１）居住者出動の状況
（１２）警察の援助状況
（１３）現場指揮者
（１４）立退き状況及びそれを指示した理由
（１５）水防関係者の死傷
（１６）功労者及びその功績
（１７）事後の水防に考慮する必要がある点、その他水防管理者の予見
（１８）堤防その他の施設で緊急工事をするものが生じた時は、その場所及びその損傷状況
（１９）その他必要な事項

第１２章　他の水防機関等との協力及び応援

第１節　関係機関との相互協力

１　河川管理者の協力

（１）中部地方整備局

矢作川の河川管理者である中部地方整備局は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。

ア　河川に関する情報の提供

イ　重要水防箇所の合同点検の実施

ウ　水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加

エ　水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資機材で不足するような緊急事態に際し、河川管理者の応急復旧資機材又は備蓄資機材の提供

オ　水防活動の記録及び広報

（２）愛知県

県管理河川の管理者である愛知県は、自らの業務に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。

ア　河川に関する情報の提供

イ　水防管理団体が行う水防訓練および水防技術講習会への参加

ウ　水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資機材で不足するような緊急事態に際し、河川管理者の応急復旧資機材又は備蓄資機材の提供

エ　水害に関する地域住民への啓発

２　その他関係機関との相互協力

（１）大規模氾濫減災協議会（矢作川水防災協議会、矢作川圏域水防災協議会）

市は、国及び県管理河川を対象に、各圏域、流域の関係市町、気象台で構成する大規模氾濫減災協議会に参加し、氾濫特性、治水事業の現状を踏まえて、円滑な避難水防活動、減災対策等のために連携して一体的に取り組む。

（２）洪水予報連絡会

市は、洪水予報河川について、国、県、気象台、関係市町で構成する洪水予報連絡会に参加し、水位等観測通報に協力し、水害の軽減に努める。

（３）ホットライン

市は河川の水位状況については国土交通省河川事務所とのホットラインにより、また気象状況については地方気象台とのホットラインにより、迅速かつ十分な情報共有に努めるものとする。

第２節　隣接水防団体との協力

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者は他の関係機関に対して応援を求めるものとする。また、応援を求められた場合は、自らの水防に支障がない限りその求めに応じるものとする。

応援のため派遣された者は、水防について応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動するものとする。

第３節　警察官の出動要請

水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、安城警察署長に対して、警察官の出動を求めるものとする。

第４節　自衛隊の出動要請

水防管理者は、災害に際し、自らの能力で処理することが困難な事態が予想されるときは、災害対策基本法第６８条の２に基づき、知事に自衛隊の災害派遣の要請を要求するものとする。

派遣要請の要求に当たっては次の事項を明らかにするものとする。

（１）災害の状況及び派遣要請を要求する事由
（２）派遣を希望する期間
（３）派遣を希望する区域及び活動内容
（４）派遣部隊が展開できる場所
（５）派遣部隊との連絡方法、その他参考となるべき事項

第５節　消防団、自主防災組織、住民との連携

市は、水防活動（重要水防箇所の巡視等）の実施に当たっては、消防団、自主防災組織、地域住民等との連携を図り、水防のため必要があるときは、住民等に水防活動への協力を求めるものとする。

第１３章　水防訓練

第１節　水防訓練

非常時において効果的かつ能率的な水防活動が実施できるよう、地域情勢に適応した水防訓練を単独又は安城市地域防災計画に定める総合防災訓練と併せて実施する。

なお、地域住民の参加により、水防思想の高揚、避難立ち退き等の訓練実施に努めるものとする。

１　水防訓練実施要領

ア　観測（水位・雨量・風速）

イ　巡視及び通報

ウ　本部設置及び非常配備

エ　各水防工法

オ　要員の搬送及び資機材の輸送

カ　避難立ち退きの指示及び誘導

キ　救助及び救護

２　実施時期

大雨・台風時期の５月から９月まで

資　料　編

様　　式

様式その１･･･水防警報発表受報様式（「第７章　水防警報」関連）

様式その２･･･水防報告書（「第１１章　水防活動」関連）

様式第１号

川	準備・出動・情報・解除	水防警報	第　　号

	愛知県　　建設事務所　発表 令和　　年　　月　　日　　時　　分

（現況）	１－１	時　　分現在　　水位観測所では　　ｍで、 水位　　、　　上昇している。
	１－２	観測所では最高水位に達したと思われる。
	１－３	観測所の水位は、　　時　　分の　　ｍを最高とし、 下降している。
	１－４	時　　分現在　　観測所の水位は、 水位を下回り、　　下降している。
	２	上流の　　ダムの放流量は　　時　　分現在　　m3/ｓである。
	３	流域の雨量は、　　時現在　　観測所で　　mmに達している。
（予想）	４	地方気象台　　時　　分の発表によれば　　日　　時から 日　　時までの降水量は多い所で　　mm（24時間）の見込みである。
	５	時　　分発表の　　洪水予報　　号によれば　　水位観測所 の水位は　　時に　　mになる見込み。
（被害）	６	地先では浸水が発生しているとの情報がある。
	７	
（指示）	８	本地区の水防団は　　されたい。
	９	本地区の水防警報を解除する。
（補足）	１０	

水防警報・洪水予報の発表状況		
洪水予報	川	
水防警報		

月　　日　　時　　分時点の水位（量水標の読み　m）							
観測所	現在水位	水防団待機（指定）水位	氾濫注意（警戒）水位	出動水位	避難判断水位	氾濫危険水位	計画高水位

（注意事項）
・水位の情報は最新のものを確認すること
　インターネットhttps://www.river.go.jp/
　　https://www.kasen-owari.jp/
・河川施設に異常を発見したら、問合せ先に連絡すること

→

問合せ先
愛知県　○○建設事務所
○○　課
0XXX－XX－XXXX

第１号様式

水 防 報 告 書 （水防管理団体）

報告者　　番号　　内線

水防管理団体名	令和　年　月　日報告					
出水の概要	級　川水系　川始め　河川 最高時間雨量　mm　月　日　時　地内 総雨量　mm　月　日　時　月　日　時					
水防活動	実施日時	月　日　時頃　～　月　日　時頃				
	実施箇所	No.	河川名	左右岸	位置	人員	実施工法
		1 2 3			m	名	
	延出動人員	水防団　名　自衛隊　名　居住者　名 消防団　名（　）　名　計　名					
	水防作業の概要及び水防工法						
水防の結果	種別	人	家屋	田畑	堤防	その他
	水防の効果	名	棟	ha	m	
	被害					
使用資機材	種類	数量	単価	金額（円）		
特記事項						

備考

「出水の概要」「実施箇所」…複数ある場合は別紙に記載すること。

「特記事項」…①水防功労者の氏名、年齢、所属、功績概要、②破堤又は越水箇所を記入すること。紙面が足りない場合は別紙とすること。

安城市水防計画

平成２６年２月１９日	修　　正
平成２７年３月１３日	一部修正
平成２８年２月１６日	一部修正
平成２９年２月１５日	一部修正
平成３０年１月３１日	一部修正
平成３１年３月１４日	一部修正
令和　２年２月　５日	一部修正
令和　３年２月１０日	一部修正
令和　４年２月　９日	一部修正
令和　５年２月　６日	一部修正

編集発行
安城市市民生活部危機管理課
住所　安城市桜町 18 番 23 号
電話　(0566)71-2220